

令和 8 年

# 三重県議会定例会会議録

( 3 月 3 日 )  
( 第 5 号 )

第 5 号  
3 月 3 日



令和 8 年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 5 号

○令和 8 年 3 月 3 日（火曜日）

---

### 議事日程（第 5 号）

令和 8 年 3 月 3 日（火） 午前 10 時開議

- 第 1 県政に対する質問  
〔一般質問〕

---

### 会議に付した事件

- 日程第 1 県政に対する質問

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員 45名

1	番	市 野	修 平
2	番	曾 我	正 彦
3	番	荊 原	広 樹
4	番	伊 藤	雅 慶
5	番	世 古	明
6	番	市 川	岳 人
7	番	龍 神	啓 介
8	番	辻 内	裕 也
10	番	難 波	聖 子
11	番	芳 野	正 英
12	番	川 口	円

13	番	喜 田	健 児
14	番	中 瀬	信 之
16	番	中瀬古	初 美
17	番	廣	耕太郎
18	番	松 浦	慶 子
19	番	石 垣	智 矢
20	番	山 崎	博
21	番	野 村	保 夫
22	番	倉 本	崇 弘
23	番	山 内	道 明
24	番	田 中	智 也
25	番	藤 根	正 典
26	番	森 野	真 治
27	番	杉 本	熊 野
28	番	藤 田	宜 三
29	番	田 中	祐 治
30	番	野 口	正
32	番	石 田	成 生
33	番	村 林	聡
34	番	小 林	正 人
35	番	東	豊
36	番	長 田	隆 尚
37	番	今 井	智 広
38	番	稻 垣	昭 義
39	番	日 沖	正 信
40	番	舟 橋	裕 幸
41	番	中 嶋	年 規
42	番	青 木	謙 順

43	番	中 森	博 文
44	番	山 本	教 和
45	番	西 場	信 行
46	番	中 川	正 美
47	番	服 部	富 男
48	番	津 田	健 児
欠席議員 2名			
9	番	吉 田	紋 華
31	番	谷 川	孝 栄
(15	番	欠	員)

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	佐 波	齊
書記（事務局次長）	小 野	明 子
書記（議事課長）	吉 川	幸 伸
書記（議事課課長補佐兼班長）	橋 本	哲 也
書記（議事課班長）	藤 堂	恵 生
書記（議事課係長）	辻	詩保里

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見	勝 之
副 知 事	服 部	浩
副 知 事	野 呂	幸 利
危機管理統括監	清 水	英 彦
総 務 部 長	後 田	和 也
政策企画部長	長 崎	禎 和
地域連携・交通部長	生 川	哲 也
防災対策部長	田 中	誠 徳

医療保健部長	松浦元哉
子ども・福祉部長	竹内康雄
環境生活部長	楠田泰司
農林水産部長	枘屋典子
雇用経済部長	松下功一
観光部長	塩野進
県土整備部長	藤井和久
総務部デジタル推進局長	横山正吾
地域連携・交通部スポーツ推進局長	藤本典夫
地域連携・交通部南部地域振興局長	関美幸
環境生活部環境共生局長	佐藤弘之
県土整備部理事	上村告
企業庁長	河北智之
病院事業庁長	河合良之
会計管理者兼出納局長	天野圭子
教 育 長	福永和伸
公安委員会委員長	吉田すみ江
警察本部長	敦澤洋司
代表監査委員	村上亘
監査委員事務局長	大西毅尚
人事委員会委員	中村佳子
人事委員会事務局長	佐藤史紀

選挙管理委員会委員

岩 崎 恭 彦

労働委員会事務局長

出 井 隆 裕

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（服部富男） ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（服部富男） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。  
以上で報告を終わります。

## 質 問

○議長（服部富男） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。48番 津田健児議員。

〔48番 津田健児議員登壇・拍手〕

○48番（津田健児） おはようございます。自民党県議団の津田健児でございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思いますが、本当に平和な家族で育って、平和な日本、三重県で生まれ育ったことを感謝しつつ、一般質問に入りたいと思います。

まず、はじめに、交通安全施設の設置における現状と課題についてでございますけれども、前回の代表質問もそうですし、その前の総括質疑もそうなんですけど、同じ質問をしようとしていたんですけども時間が足りなくて、中途半端に終わってきまして、今回はトップの質問としてスタートさせていただきたいと思います。

映写資料ですが、これもこの前使った資料なんですけれども、（パネルを示す）去年、会派5人で埼玉県へ、ライトアップ表示板、信号に代わるものの視察に行っていました。もう一つ、（パネルを示す）これは歩行者横断指導線、それぞれの地区によって言い方が違うかもしれませんが、規制はできないんですけれども、赤や緑の色をつけて交通者に注意を促していくという、横断歩道に代わるものでございます。

それでは、まず、信号機の設置がいかに難しいか、最近の設置状況をお話ししますと、これも前回もお話しさせていただきましたが、令和6年は235件の要望があり7基、令和5年は266件の要望に対して3基、ほぼ1%なんですけど、大体毎年これぐらいかと思います。ほとんどの県民の要望に応えられないということです。

では、設置の基準に合わない要望がとんでもないかといいますと、私の感覚から見て、昔だったらついただろうなとか、あるいは、地元が要望するのも、それは仕方がないよなというような箇所がたくさんあります。それくらい、信号機設置のハードルが高くなってまいりました。

横断歩道も信号同様、要望に対し設置率が低い交通安全施設だというふうに思います。令和4年は136か所の要望に対して10件、令和5年は150件の要望に対して5件、令和6年は52件に対して12件です。

それと、統計の仕方も土木の要望とちょっと異なりまして、公安委員会に対する交通安全施設の要望は、毎年要望し直さないカウントされません。ですので、1回要望を出して、駄目だって言われて諦めて、来年度は要望しないということを考えると、さらに設置率は低くなるんだというふうに思います。

何回も言いましたが、信号、横断歩道とも基準があって、基準を満たさないと設置されないことは理解できますが、基準に達しないことが必ずしも危険ではないということになります。何らかの対応が必要なケースが多く存在します。

そこで質問です。県民目線の警察行政を目指し、設置された公安委員会で

あると思いますが、ほとんどの要望がかなわない交通安全施設の整備についてどう考えるのか。また、横断歩道や信号機設置が困難な道路において、安全確保をどのように考えるのか、お聞かせ願いたいと思います。

公安委員長、よろしく申し上げます。

〔吉田すみ江公安委員会委員長登壇〕

○公安委員会委員長（吉田すみ江） それでは、答弁いたします。

公安委員会においては、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため、必要な交通安全施設等の整備を進めているところでありますが、警察本部に対して横断歩道や信号機の設置を求める多くの声が寄せられていますことは承知しております。

こういった地域住民の皆様からの要望に対しては、必要な調査を実施した上で、道路環境や交通量等に係る設置基準を満たすものについて、交通安全施設等の整備を進めております。

一方で、要望の中には、こうした設置基準を満たさないものが相当数あるため、結果的に設置に至らないといった状況があります。

このような場合であっても、要望に対して誠実に対応するべく、道路管理者とも連携して要望箇所の実態に応じた次善の安全対策を検討し、対処しているところであります。

今後も公安委員会としましては、地域住民の皆様からの要望に十分配意し、道路管理者とも連携して交通安全施設等の整備を適切に行うことにより、全ての道路利用者の交通安全の確保を図るため、警察本部に対して必要な指導を行ってまいります。

〔48番 津田健児議員登壇〕

○48番（津田健児） ちょっと厳しい意見かもしれませんが、やっぱり県民とか住民の意見を反映することが公安委員会の存在意義だというふうに思います。

県警本部からどういう報告を受けているのかは分かりませんが、少しずつ連携を取りながらやっているところもあるかと思いますが、本当に誠

実に連携しながらやっているかという、私はそうではないと思います。しっかりと市町の道路管理者の方だとか、住民の方々と1回現場に行って意見や思いを聴いていただいたり、やっぱり住民の意見や思いをしっかりと受け止めてもらう努力は必要なかなと思っております。

そこで、先ほど紹介させていただきましたライトアップ表示板だとか、指導線なんです、実際、県内でそんなにあるかという、あまりなくて、やっぱり市町の道路管理者だとか、県土整備部だとか、もしくは、環境生活部の課と1回情報を共有するだとか、効果検証をすることだとか、もしその中でやっぱり指導線や表示板が必要だよなってなったときに、設置基準をどうするのかだとか、どんな会議体でもいいんですけども、一度、関係機関が集まって協議、話し合いをされることをお勧めしたいというふうに思っています。

そこで、これは協議するというのではなくて、報告会になっているところがあるみたいなんですけれども、三重県内道路路面標示連絡調整会議というところがありまして、これは市町の道路管理者、県土整備部、公安委員会が一堂に会して開催される会議です。年に数回あるわけなんです、例えばこの会議で情報共有だとか効果検証だとか、あるいは新たな交通安全施設が必要かどうかも含めて、一度話し合っていたきたいという提案をさせていただきたいと思いますが、県土整備部、県警本部にもう一度聞かせていただきたいと思っております。

**○県土整備部長（藤井和久）** 関係機関が連携した交通安全施設の設置についてお尋ねがありました。

歩行者の交通安全対策につきましては、特に通学路では、通学路交通安全プログラムの枠組みの中で、学校、教育委員会、警察、道路管理者が連携して、個々の現場の状況に応じた具体的な対策の検討、実施、検証をしているところでございます。

道路管理者が設置する安全対策には様々なものがございますが、一例として、議員から御説明いただきました歩行者横断指導線などがあります。しか

しながら、事例の少なさ、ドライバーへの認知度の低さなどの課題があります。そのため、関係者で事例を共有し、効果を検証していくことが重要だと認識しているところでございます。

今後は、国、県、県警察で構成されます、県内の路面標示についての意見交換や検討、調整、連携等を行うことを目的として設置した三重県内道路路面標示連絡調整会議や、市町にも参加いただく同会議のワーキンググループの場もございますので、このような場を活用しまして、道路交通の安全の確保に向け、情報共有や意見交換、効果検証など、関係者間の連携を道路管理者としてしっかり図ってまいりたいと考えています。

○警察本部長（敦澤洋司） 私のほうから、お答えいたします。

県警察と道路管理者との間では、定期的開催している三重県内道路路面標示連絡調整会議、それから通学路交通安全プログラムに基づく合同現場点検、それから重大事故発生時の現場調査、道路整備に伴う協議など、様々な局面で連携して交通安全対策に取り組んでおります。

連携した取組の具体例としましては、県警察による一時停止や横断歩道等の交通規制の実施と、道路管理者による交差点を明示化するカラー舗装や注意喚起のための警戒標識の設置などを適切に組み合わせたり、工期を調整して同時に施工を実施したりするなどし、交通安全対策の効果の最大化を図っております。

また、新たな交通安全対策における連携例といたしましては、最高速度の区域規制と物理的デバイス、ハンブだとか狭窄だとか、こういったものを組み合わせたゾーン30プラスの整備を令和4年度から推進しており、本年度末の時点では、県内4地区で整備が完了する見込みであるほか、整備の効果についても、関係機関が参加する会議で事後的に検証しております。

取組を推進する上で、交通安全対策を担う関係機関・団体との間で、県内外の効果的な取組事例やその効果検証等について情報交換や意見交換を行うことは非常に有益であると考えておりますので、引き続き、そのことに努めて効果的な交通安全対策を推進してまいりたいと考えております。

[48番 津田健児議員登壇]

○48番（津田健児） それぞれの部署、機関に独自のルールがあると思います。ルールを破って何かをするということは駄目だと思いますけれども、ただ、自分たちはここまでのルールだと、俺らもここまでだ、俺らもここまでだといったら、やっぱり残されるのは県民、住民だと思います。そこにどう寄り添っていくのかというのが誠実さだと思っておりますので、一度、効果検証や、情報共有からでも市町に聞いていただいて、それでも新たな交通安全施設、ライトアップ表示板、指導線が必要だねということになれば、それに向けてのルールづくりをしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に参りたいと思います。

県の危機管理について、清水危機管理統括監に質問をさせていただきたいと思います。

危機管理については、自然災害をはじめ、様々な危機がいつどこで、どのような形で発生するか分からない時代になっていると感じます。

昨年は、全国的に熊の日撃や被害が多発し、三重県においても多くの熊の日撃例が報告されています。また、家畜伝染病においても、全国で鳥インフルエンザが多発しており、本年1月には津市で、15年ぶりに県内農場で発生し、三重県高病原性鳥インフルエンザ対策本部を設置され、様々な対応に当たってこられています。

このように、県内で発生する県民生活に好ましくない影響を及ぼす様々な危機事態に対して、状況に応じて知事または危機管理統括監が先頭に立って当たっていただいております。

危機管理統括監におかれましては、社会情勢が急激に変化する中の2年間、任に当たってこられました。今後も様々な危機事案が発生すると考えられますが、これまでの経験も踏まえて、今後の危機管理に対する思いをお聞かせ願いたいと思います。

[清水英彦危機管理統括監登壇]

○危機管理統括監（清水英彦） それでは、危機管理の取組について御答弁申

し上げます。

県におきましては、地震や台風など自然災害をはじめ、県民生活に好ましくない影響を及ぼす事態を危機と捉えまして、県民の皆様の安全・安心の確保を目指し、全庁を挙げて対応に当たっております。

先ほど議員の御紹介にもございましたように、直近では今年の1月、高病原性鳥インフルエンザが県内の農場で発生しましたので、三重県高病原性鳥インフルエンザ対策本部を設置し、被害の拡大防止を最優先に、防疫措置などの対応に当たってまいりました。

また、近年、人の生活圏に出没する熊が増加していることから、三重県鳥獣被害対策連携会議を開催するとともに、三重県クマアラートの導入や三重県ツキノワグマ管理計画の策定など、被害防止に向け対策を進めております。

このほか、北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射など、安全保障環境が緊迫化する中で、国民保護訓練や避難施設の指定などを進めております。

また、これらの事案に加えまして、常時、気象や地震などの災害関連情報を収集し、的確な対応に努めているほか、各部局の危機事案につきましても指示や助言を行いながら、未然防止、拡大防止に取り組んでいるところです。

県民の皆様のご生活環境や行政を取り巻く環境が刻々と変化する中で、私たちが直面する危機は、今後より一層、複雑化・多様化していくものと考えます。そうした中、一たび不測の事態が発生し、初動対応が遅れますと、県民の皆様に対して大きな影響を及ぼすおそれがあります。

様々な危機に対し、適切に対処していくためには、発生した危機への対応だけでなく、平時からの備えが極めて重要となります。そのため、常にアンテナを高く、俯瞰的に物事を捉えるとともに、初動は最悪の事態を想定して判断、行動することを意識し、全庁的な危機管理の統括に取り組んでまいりました。

今後も、危機への備えや未然防止の取組はもちろんのこと、危機事案が発生した場合には、県民の皆様のご命や暮らしを守ることを最優先にして、影響が最小限となるよう、全力で取り組んでまいります。

安きにありて危うきを思う、平穏な状況にあるときこそ、その状況に満足するのではなく、将来起こり得る危機や災害のことを考え、それに対する準備を怠ってはならないのが危機管理です。

引き続き、平時からの備えに万全を期すとともに、職員一人ひとりの危機意識を磨き、県としての組織力の向上、国、市町、関係機関との信頼関係、顔の見える関係を積み重ねることに歩みを止めることなく、全庁を挙げて取り組んでまいります。

〔48番 津田健児議員登壇〕

○48番（津田健児） 初めて清水さんに質問をさせていただいたと思います。

情報不足で、私なりに、いろんな方に清水さんってどんな人かってちょっと聞いていたんです。そうしたら皆さん、もう厳しい人ですと言うんですね。厳しい人ですと。でも、何とか配慮だとか、気配りというのをすごく言っていて、背中で、行動で教えていただいた、そんな人だってみんなおっしゃっておられました。

最近分かったことがあったんですが、私はずっと小学校からミニバスケットボールをやっていたんです、小学校、中学校、高校と。ミニバスのときに城田ミニバスケットボールクラブ、その時から強かったんですけども、今も強いのかな、なかなかもう足元にも及ばないチームがありまして、その指導者をずっとやられていたということで、そう思うと私の天敵だったのかなと思わせていただきました。城田中学校というところがあって、そこも強いんですけど、中学生のときにはもうやり返しましたけれども、やっぱり人を育てる、指導するというのがうまい方なんだろうなと思いました。

今年度で任期がということでございますけれども、引き続き、県政のために御尽力いただいて、私も三重県バスケットボール協会の人間でございますので、またどこかでお会いしたら声をかけていただきたいなというふうに思っています。お疲れさまで言ったらあかんと言われましたけれども、本当にお疲れさまでございました。

では次に、次期教育施策大綱について御質問させていただきたいと思い

ます。

来年度は三重県教育施策大綱の改定年度であります。知事は、地方自治法で教育委員会、公安委員会もそうでございますけれども、地方公共団体を代表し、統括すると定められています。

また、知事は、教育長、教育委員を任命し、総合教育会議も主催しますから、教育委員会は別個の行政機関とはいえ、何度も言っておりますけれども、三重県の教育の最高責任者でございます。そして、教育施策大綱の中に、知事の思いを入れる、先般の選挙でも教育を掲げ、人づくりを掲げ、圧倒的な得票数で当選したからには、県民の思いを背負って、この大綱に入れ込むというのは重要なことだというふうに思います。

前回の綱では、その前の綱に加え、命と尊厳に関わるいじめや自己肯定感に関する施策が書き込まれて強化されました。幼児教育もそうでございますけれども、徐々に進展してきていると思います。

また、教員の魅力向上に関するものも充実され、施策に反映されてきたと思います。引き続き、大切なものは残しながら、社会や国、県内外の状況を見ながら充実していかなければならないと思います。

そこで、知事の次期教育施策大綱に対する考え方についてお聞かせ願いたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 冒頭、津田議員から、平和な日本でよかったなというお話がございました。

今、イランで起きている、それからホルムズ海峡で起きている事態を考えるとそのとおりだと思うんですけど、しかし、日本に今生きている子どもたちも絶望的な気持ちになって、もう学校へ行くのが嫌や、あるいは命を絶ちたいという子どもたちがいることも事実です。例えばいじめに遭っている子どもたち、自己肯定感をスポイルされている子どもたち、それはあるんじゃないかなと思っております。

昨日、実は総合教育会議をやりました。そこで議論させていただいたのは、

先ほど議員から御指摘いただいた現行の教育施策大綱に今イの一番に定めてあるいじめ、これを何とかなくしていきたいということで、いじめの議論を、今日もピンクシャツとピンクのネクタイを、カナダのピンクシャツ運動の色のシャツを身につけてきているんですけど、何とかいじめを少なくしていきたいということで今やっているところであります。

大綱については、今回の大綱をつくるのは、相当大変でした。なぜなら、私は大学で幼児教育しか受講をしていなかった、これは他学部聴講とって教育学部の授業を聴講していたんですけど、教育に関しては、例えば海上保安大学校と海上保安学校の担当はしていましたが、それ以外はやってないので、相当難しかった。

そして、教育委員会の方々と議論するといっても教育委員会の方も数は限られていますし、専門分野も限られているので、そこで一計を案じまして、今の大綱をつくるときに、専門委員の方とか臨時委員の方の意見を聞いて、それも三重県だけではなく広く全国的な意見を聞いて、今の大綱をつくってきたつもりです。

大綱には三つの項目を定めています。いじめの防止、自己肯定感、これは議員おっしゃったとおり、それでもう一つは教職の魅力向上、先生がにこにこ笑ってなくて、子どもたちがにこにこ笑えるはずはないだろうという、この三つを掲げました。今、私が思っていますのは、数はそんなに多くないほうがいいな、三つぐらいでよかったかなと。あと一つ、二つあってもいいんですけど。

それぞれについて見てみますと、いじめは今、認知件数が実は増えていきます。認知件数が増えたのは決して悪いことではなくて、隠さないという形になっていますので、令和4年度に5518件あったものが令和6年度は6142件です。重大事態の発生件数も令和4年度が10件だったのが令和6年度は22件、昨日の総合教育会議では、重大事態が多いですねって言われました。何でも重大事態にするのがいいのかどうかって議論はあるんですけど、重大事態を認定するのにちゅうちょしないという意味では、だんだんよくなってきたと

思います。それをどうやって減らしていくか。

昨日の会議でも議論をしましたが、来年度予算を今、議会に上程させていただいていますけれども、学校問題ADR、これを県レベルで初めてつくろうということでやらせていただいています。ここは昨日の会議でも委員の方々に評価していただきました。また、専門チームをつくって、何かあれば学校に出向いてアドバイスをしようということも今やろうとしているところです。取組は進んでいると思っています。

それから自己肯定感は、例えば小学校でいうと、小学校の6年生ですけど、令和4年度に自己肯定感を感じている子どもは77.9%でしたが、令和7年度になりますと85.1%、中学も令和4年度の79.7%から令和7年度の86.8%に上がってきています。これは、大綱に書いたからというよりは、現場の先生方がよく頑張っていたいただいていると評価しておりますし、家庭でも自己肯定感を醸成していただいているんだと感謝をしているところであります。

教職の魅力向上、これはなかなか難しいんですけど、ただ、全教職員の満足度アンケートでいきますと、満足だと、こういうふうに言っていたいている方は、やや満足も含めてということになるかもしれませんが、令和4年度に62.5%だったものが令和7年度に63.9%と、徐々にではありますけど上がってきている。ただ残念ながら、教員採用試験の受験者数は、令和4年度に2174人だったのが令和7年度に1666人ということで減ってきているのは事実ですね。

ですから、いじめについても、自己肯定感についても、教職の魅力向上についても、まだまだやっていかなきゃいけないんですけど、曙光というのですか、ちょっと前途に光明が見えてきたなというところはあります。ただ、これは、観光も一緒ですけど、1回やめるとすぐに悪くなってくるので、やり続けなきゃいけないということだと思っています。

来年度、教育施策大綱をまた改定することになります。このときには関係者の御意見もよく聞いて、何が今の教育界において子どもたちのために必要なかということを考えながら進めていきたいなと思っていますので、ぜ

ひ議場でも議員の皆さんから御意見をいただければというふうにも思っておるところでございます。

〔48番 津田健児議員登壇〕

○48番（津田健児） ありがとうございます。

知事が言うように、大綱に何でもいいから書き込めということではなくて、一番大事なことは、書き込んだものをみんなで話し合っ、じゃ、そのためにどう対策をすればいいのかという過程が大事だと思います。だから、数だけではなくて、ある程度ポイントを絞って動かしていくというのが大切ではないかなと思っています。

これは教育だけではなくて、知事は命、尊厳というのを最も大切にしてくられた方でございますので、引き続き、いじめだとか、不登校だとか、命に関わるものについてはしっかりと進めていただきたいなというふうに思います。

そこで、私のほうから3点ほど提案、要望をさせていただきたいなと思います。入れたからには、総合教育会議で議論していただきたいなというふうに思いますが、1点目は、自然教育です。自然保育、森林教育、言い方は様々ですけども、自然教育です。

先般、三重県が主催するみえ森林教育シンポジウムが鈴鹿で行われまして、そこへ行ってまいりました。本当は杉本熊野議員が、ここはどうかと言ってきたんですが、杉本熊野議員がいなくて寂しかったんですけど、いつもこんな感じなんですが、講演を聞いたり、何かディスカッションを聞くのかなと思ったら、いきなり小さなワークショップに入れられて、絵も描かされて、私にいかにも美術的なセンスがないのかというのをみんなに知られ、恥ずかしかったわけでございますけれども、亀山の加太保育園の、自然保育をすごい熱心にやっておられるところなんですが、ある元保育士の方がこんなことを言っていたんです。近くに川が流れていて、大きな石がごろごろあると。その上に、園児が寝転んで、何て言ったか分かりますかって言われて、何ですかかって聞いたら、ああ、三重県で生まれてよかったなって園児が言うんです

わ、園児が。これってふだんの保育では出ない言葉なんですけれども、何が、青い空なのか、せせらぎの音なのか、生き物と遊んだことなのか、お友達と遊んだことなのかは分かりませんが、やっぱり自然保育は非認知能力を高めるといことで有名でございますし、自己肯定感を上げることも知られておられます。ぜひとも、大綱にないわけではないんですが、もうほんのちよろつとしたことなので、また、令和13年には全国植樹祭があります。イベント的に一過性で終わるのではなくて、三重県の誇る自然を活用して、自然保育・教育をしっかりと浸透させていただきたいというふうに思います。

もう一つは、外国にルーツを持つ児童生徒への教育支援でございますが、おとといの日曜日、NPO法人愛伝舎が主催してなんでも相談会みたいなことをやっておりました。知事がかつて働いておられた海上保安庁の方もブースを構えておられまして、外国人の海での事故というのが多かったみたいなんですけれども、そのときに、外国人の方ってロールモデルが近くにないんですね。こういう人になりたい、ああいう人になりたいというロールモデルの方が少ないので、三重県で活躍する方を12名選出して、何か冊子を作られたそうでございます。（実物を示す）これを宣伝してって言われましたので、時間がないんですけれども宣伝させていただきました。

やっぱり人間って、えたいの知れないもの、人に対して脅威を覚えたり、嫌だなんて思うのは、これは我々みんなそうだというふうに思っております。でも、私は義理の兄が中国人ですし、また、2年間の留學生活もあるので、外国人に対する恐怖心だとか、そういうものは全く、もともとの性格もありますけれども、ありません。

こういう出来事が自分の留學中にあっただけなんですけれども、初めてアメリカの地に渡ったとき、初日なんですけど、一番初めにしたことは、車の免許を取るよりも車を買に行行ったんです。車を買に行きなさいと言われて、買に行行って、二日目はアパートを借りに行行ったんです。アパートを友達と一緒に借りに行きました。卒業する方が友達にみえまして、あなたに家具を全部あげるわというので、ラッキーと思ってもらったんですけれども、当然手

伝ってくれるのかなと思っていたら、全然手伝ってくれなくて、自分でトラックを借りて、そして、そこら辺に中南米の方がいっぱい路上に座っていると、その人に頼んで手伝ってもらえばというのです。私は何も知らないの、それを30ドルぐらいで雇って3人で引っ越ししました。途中、両サイドに屈強な男性がいるので、ここで襲われたらどうするのかなというふうに思っておりましたけれども、すごく仕事が繊細で真面目で、中南米の方々のいろいろ言う人もいますけれども、こんなに家族思いで、仕事も真面目で細やかなことができるんだなというふうに思いました。

大学院でも、人種だとか国によって犯罪率が高くなる、低くなるというのはナンセンスなんだと。これは所得の格差なんだ。所得の格差によってこういうことが生まれるんだ、人種ではない、国別ではないということを教授が言われました。私もそうだなと思っています。

外国人との共生を考えると、私は前にも述べさせていただきましたけれども、やっぱり成功者と、頑張っても頑張ってもいつまでたっても報われない人、また、それが世代を超えて報われない人と仲よくしろって言われてもなかなか仲よくできることは難しいというふうに思っています。学校へ行かなくても、大学へ行かなくても成功する人はたくさんいますけれども、総じて、やっぱりいい教育を受ける、いい教育を施すことによる影響にはすごく大きなものがあると思います。

いろんな共生に対する取組がたくさんありますけれども、私はやっぱり教育こそが本当の多文化共生の成功につながるものだというふうに考えておるところでございます。

いろんな国内外の状況が変わってきました。ぜひとも大綱に書き込むのではなくて、外国にルーツを持つ児童生徒に対する教育支援を、教育行政の大きな課題として取り扱っていただきたいというふうに思います。

それから3点目、時間がないかもしれませんが、スマートフォンです。

1月、山本教和議員があんまり人の名前を言うなって言われましたけれども、山本教和議員と、それから野村議員とオーストラリアへ行ってきました。

オーストラリアって下を向いて歩いている人がいないんです。カフェへ行ってもレストランへ行っても、スマホを見る人がいなくて会話をしているんですね。日本人って友達とどこかへ行ったり、レストランへ行っても、それぞれでスマートフォンを見ているじゃないですか。でも、オーストラリアではそういう人が本当にいなかったんです。皆さん御存じのとおり、16歳未満だったかな、SNSに対する規制をしまし、企業に対しても罰則規定を設けました。

この動きというのは、本当にヨーロッパに広がっていつているわけなのですが、長時間のスマートフォンに関するガイドラインみたいなものを、もうそろそろ三重県教育委員会で考えてもらってもいいのではないかなというふうに思います。

スマートフォンを使うことによるトラブルだとか、犯罪に巻き込まれるだとか、そういうのはあるんですけども、やっぱりメンタルケアを中心とした家族共有の、認識を共にするためのガイドラインみたいなものも必要ではないかなと、この3点について知事にお伺いしたいと思います。

○知事（一見勝之） まだ何を大綱に盛り込むか決めているわけではないんですけど、ちょっとやらしいことを言いますと、私らが小学校5年生ぐらいだったと思うんですけど、副読本があって、オレンジ色の本やったと記憶しているんですけど、『三重のすがた』というのがあって、社会科ですか、三重県ってこんなところなんやというのを勉強したと思うんですよ。今もそんなのがあるのかって、教育委員会の人に聞いたら、ありますよと。今は何か市のことを勉強して、それから県のことを勉強するんですよ。

私らのときは亀山市のことはあまり勉強した記憶がないので、いきなり県のことを勉強したのと違うかなと思っているんですけど、今、人口減少対策で、若い人に、県を出ていくのは大学も少ないので仕方ないんですけど、帰ってきてほしいなとやっているときに、ふるさとというのはこういうところなんだと、もうちょっと頻度も、それから中身も濃く教えていったほうがええのと違うかなというふうに思います。

なぜなら、これも自分の経験ですけど、大学へ行って、三重県にどういう企業があるのかを知らなかったわけですよ。それでたまたま三重県以外で就職したわけですけど、こういう企業があるんやと、こういういいところがあると分かれば、帰ってくる人もおるかなというので、ちょっとそこは考えないかなと思っています。

そのときに、今議員がおっしゃった、自然って三重県は本当にええんですよ。これは外国と比べてもそうですけど、ほかの県と比べても、こんな自然豊かな県はないやろうと。東京以外はみんな豊かですという人もおるんですけど、でも、自然の姿が違います。英虞湾みたいな景色はどこにもないです。日本だけじゃない、世界のどこにもない、みんなそう言ってくれます。

なので、そういう自然を、幼稚園児が三重県に生まれてよかったわって言うてくれるというのも非常にいいことでもありますので、その市町に感謝をせなあかんのかもしれませんけど、そういうふうになるような教育をしたいなど。ちょっと若干功利的で申し訳ないんですけど、今、ちょっとそれは考えています。

外国につながる子どもって言い方があるんですけど、外国籍の子どもとか、それから、御両親が帰化をして、御本人も帰化をした子、もともと外国籍だった子どもということですけど、その子らへの対応はどうしていくのかというのは考えていかないかと思っています。

津田議員のように外国で暮らした人間はある程度分かるんですよ。やはり人種によって、いい人種と悪い人種がいるわけではなくて、外国人でもいい人がいるし、悪い人がいる。日本人でもいい人がいて、悪い人がいるわけですので、それは外国に暮らさないとなかなか分かんと思っています。

この議論は、今、政府でも秩序ある共生社会ということで議論を始めていますし、三重県は青森宣言もそうですし、その後11月の、前回は答弁しましたが、知事会議からの提言の中に、私も積極的に発言をして、いろいろ盛り込んでいただいているところです。私が考えているのは、公正な共生社会の充実というのをやっていかなあかんなと、公正というのは公明正大なとい

うことなんですけど、それを考えていかないかなんと思っているところですよ。

教育施策大綱に盛り込めるかどうか。また、そこまで熱度があるかどうか、これは議論してみて、考えていきたいと思っています。

もう一つのスマホのSNS、これは先週の土曜日、鈴鹿で、令和7年犯罪被害を考える県民の集い、これは年に1回、三重県各地でやっているんですけど、そこで池袋暴走事故の被害者遺族であられた松永さんのお話がありました。本当に奥さんとお子さんを亡くされてお気の毒なんですけど、彼は批判、いわれない中傷にも毅然として、相当大変だったと思いますけど頑張っていた上に、犯人は悪いけれども、やっぱり公共交通が充実していないのが問題なんだ、年寄りでも運転しなきゃいけないのが問題なんだと声を上げていただいた。ちょうど私が自動車局長をやっているときに知り合った人なんですけど、立派な方なんです。

彼が一つ言っていました。彼への誹謗中傷があった、それも旧ツイッターとかそんなやつだと思えますけれども、SNSですね。奥さんと子どもが死んで悲しいかみたいなことを書いてあった。おまえを殺しに行くと書いてある。それをやったのが女子中学生で、彼は、やっぱりSNSとかスマホの使い方について教育をちゃんとしてほしいと。すなわち、刑法犯、少年法で守られていますから、刑法犯にはなりませんけど、脅迫罪に当たるということを子どもにも教えないかんですけど、スマホでやっている自分隠れている、表に出ていると思わんです。だけど、そんなことはないんです。それは追及されますから。それもちょうと教えないかん。

これは議員がおっしゃった犯罪に巻き込まれるということの類型なんですけど、そこも大事だと思いますし、それからスマホを何歳から見ていいのかという議論。今はヨーロッパ、最初はオーストラリアから始まって、そしてイギリスで、若い人にスマホを制限しようじゃないかという動きが出てきています。この2月18日ですが、アメリカでは、メタのCEOが議会に証人出廷を求められて、そこで言っています。13歳以下の子どもたちに、ステマ的な対応をしていたんじゃないかということなんです。子どもらって、やっ

ぱり脳の構造が大人と違って柔軟なので、いろいろなものが入っていきやすい。それを利用してスマホの利用者を増やしていつているんじゃないかという議論が今、世界的に行われていて、そういう話をする以前に、先ほど申し上げた松永さんのお話みたいに、やはり教育は要るのかもしれないというふうに思っているところであります。

いずれにしても、関係の方々としっかり御議論し、何よりも大事なのはやっぱり専門家の意見を、三重県の中だけではなくて、日本におられる専門家の御意見をちゃんと聞いていきたいなと、それで決めていきたいと思っ  
ているところです。

〔48番 津田健児議員登壇〕

○48番（津田健児） 冒頭にちょっと言いましたけれども、書き込めばええということではなくて、やっぱり教育委員の皆さん、あるいは専門家の皆さんの意見を聞きながらということを見ると、何でもええから入れ込むということではいけませんので、私が提案したことも踏まえて、次の4年間はこうしていきたい、ああしていきたいということを決めていただきたいと思っています。

次に、福永教育長に質問させていただきたいと思います。

何年か前、安倍元総理が地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正されて、初めての大綱づくりの責任者、担当者が福永教育長だったと思います。覚えていらっしゃるかどうかは分かりませんが、会派に来られたときに、大分と厳しいことを言っていたので嫌な県議会議員だと思われるい  
なかったですか。私は安倍元総理が好きですし、やっぱり選挙で選ばれているので、知事に教育行政のリーダーシップをとってもらいたいという思いがあったので、教育委員会と知事部局、どっちが主導しながらという議論の中で厳しいことを言わせていただいたかなというふうに思いますが、でも、その後は、活躍というか、教育長になられてからも、上から目線で申し訳ない  
んですけども、本当にいい教育長だったなと私は思っています。

私は口の軽い男で有名でございまして、新政みえの女性2人は、ほかの人

にはばれてもいいけど、津田さんだけにはばれたくないって言うておられますけれども、知事がこんなことを言っていたんです。何いうんじゃないかというふうに思われるかもしれませんが、私が福永教育長の答弁、すごく安定していますねという話をしたら、知事が、そうでしょうって。何か、あたかも福永教育長がいいというよりも、任命権者の私を褒めてくださいみたいな言い方を私にしてこられて、本当に自慢の教育長だったのかなというふうに思っています。

そこで、任期が切れるということでございます。形あるものは壊れてなくなってしまったりしますけれども、やっぱり言う側と受けた方によっては、そのメッセージというのは永遠につながっていくと思いますので、三重県の教育をこれからどうしてほしいか、やってほしいか、最後のメッセージといたらあかんかもしれませんが、我々に送っていただく言葉があれば教えていただきたいと思います。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、答弁させていただきます。

教育には、時代の変化に応じて変えていくべきものと、どれだけ時代が変化しようとも変えてはならないものがあります。このうち、変えていくべきものについては、この議場においてこれまでも様々に議論してまいりました。本日はこれまであまり触れてこなかった、変えてはならないもの、つまり、不易の部分について、僭越ながら触れたいと思います。

教育は詰め込むものではなく、引き出すものである。私の教育観の一番中心にあるのはこの考え方です。そして、これが教育の最も変えてはならない部分だと思っています。

よく、子どもたちは中身が空っぽで、生きるための力を大人が授けてやるのだという上から目線の考え方に立つ方がいらっしゃいますが、そこに教育の心は感じられません。子どもたちには成長の可能性がぎっしり詰まっている。その可能性を引き出すのが教育である。三重県では教育をそう捉え、その考え方を脈々と継承してまいりました。

詰め込むのか、引き出すのか、どちらの立場に立つかによって教育のありようはとことん変わります。詰め込むという立場に立てば、教え込む、答えを重視する、ルールを強制する、懲罰を多用するという上から目線の指導が中心になります。しかし、ルールや懲罰も大事ですが、それは最小限にとどめ、考えるプロセスを重視する、なぜルールを守る必要があるかを考える、何が悪かったかを振り返るといった子どもたちの力を信じた指導を重視しなければ教育ではありません。そこに大切なのは子ども目線であり、そして全てを教え過ぎず、子どもたちが考える時間を待つという姿勢です。

そして、もう一つ重要なことを申し上げておきたいと思います。教育に係る政策判断をする際は、子どもを議論の中心に据える、子どもの利益を第一に考えることを徹底したいということです。

教育は子どもたちのものです。産業も大事ですし、地域も尊重する必要がありますけれども、教育政策は子どもにとってよい方向性をもたらすものでなければなりません。

今、教育課題が多様化し、今後の教育を心配する声もたくさん頂戴していますけれども、私は日本の教育にはすばらしい面も多々あって、そう捨てたものではないと思っています。高い学力水準、道徳心、勤勉性、礼儀正しさ、これらはこの国の治安のよさの源泉です。スポーツの国際大会での応援団のマナーのよさ、災害時の冷静な行動などが世界から称賛されることもしばしばです。これは、これまで教育に身を置いてこられた先人の方々が、子どもたちの尊厳を重んじ、規律や協調性を重視しながらたゆまぬ努力を続けてこられたからにほかなりません。

今後とも、子ども目線に立ち、これまで脈々と受け継がれてきた教育の真髄を大切に守りながら、変えるべきところは変え、子どもたちの大いなる可能性を最大限に引き出すことで、昨日の教育よりも今日の教育、今日の教育よりも明日の教育と、その質を高めていく。三重の教育はそうでありたいと思いますし、そうなってほしいと心より願っています。

[48番 津田健児議員登壇]

○48番（津田健児） ありがとうございます。

どうしても大人は上から、ああしてほしい、こうしてほしいと、思いが強ければ強いほど声が大きくなって、何々をさせたいと思うかもしれませんが、待つこと、信じること、これは子どもだけに限らず人と接するときには大事なことなのかなと思っています。私はせっかちなので、なかなか守れないですけども、ありがとうございます。

人生100年時代でございますので、これからも何らかの形で三重県が少しでもよくなるようなものに接していただければなと思います。

また、もしよろしければ議員団の海外視察にも同行していただいて、世界から見た三重県の教育だとか、四日市市の教育だとか、一緒に勉強もできればなど、政務活動費が使えるかどうかは分かりませんが、一緒に教育を見ていただきたいと思います。

それでは、あと5分で、中途半端な質問になるかもしれませんが、職親に入りたいと思います。

自民党県議団に見えるお客さんに、職親って知っているかと聞くと、大体半分半分ぐらいで、なかなか職親の知名度、認知度がそんなに高くないなというふうに思いました。

職親とは、刑務所や少年院から出た人たちの職の親となり、立ち直りを助け、自立更生を推進する取組です。

実際、出所者の約半数が10年以内に再び刑務所に戻ってしまう現状です。また、刑務所に戻ってしまう人の7割以上が無職であり、職にありつけない、職を失うことが犯罪を重ねる大きな要因です。

出所者は、様々なハンディキャップを抱えているため、社会復帰を望んでもかないづらいのが現実です。そのため、県民が連携を図り、出所者が再び罪を重ねないよう、また、何度でもチャレンジできる社会をつくるために職の親になって自立更生を推進する取組が必要です。

職親は、再犯の防止等の推進に関する法律というものに掲げられて、ああしなさい、こうしなさい、県はああしなさい、こうしなさい、市はああしな

さい、こうしなさいというふうに書かれておりますが、実際問題、それを読んでも、県の主体性というのですか、県は何をするんだということが分からないところが多々あります。

また、結構、意気を感じるボランティア的な経営者に職親を頼り過ぎているところがあります。そうなるとやっぱり固定化してしまいますので、広げることができません。

そこで、昨年度、三重県再犯防止推進計画を改定し、それに基づいた取組をスタートされておられますが、三つ質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、職親の取組を進める上で、県が果たすべき役割をどう捉えているのか、知名度をどのように上げていくのか、協力会社の善意に依存する職親からどう脱していくのか、この3点を教えていただきたいと思います。

○議長（服部富男） 答弁は簡潔にお願いいたします。

〔竹内康雄子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（竹内康雄） それでは、お答えいたします。

県としましては、今御紹介いただきましたように第二期三重県再犯防止推進計画に基づいて取組を進めております。

その中で、協力雇用主の制度がございますけれども、県としましては、こちらの方々を対象に、実際に受入企業が現場で直面する課題やその解決方法について、具体的な事例を通じて学ぶ研修をこの3月にも実施することですとありますが、あと、やはり県民の皆さんの理解がそういう企業の取組に必要だと思っておりますので、地域全体で社会復帰を支える機運を高めるために、県ホームページや広報紙などで積極的に情報発信を図りながら、引き続き官民で連携して推進に取り組んでいきたいというふうに考えております。

〔48番 津田健児議員登壇〕

○48番（津田健児） 先般、職親の映画がありまして、「おまえの親になったるで」というようなタイトルでした。

社長が、その社長は妹を殺されてしまった被害者でもあり、また加害者でもあるんですけれども、妹が、天国から協力したって、お兄ちゃんやってっ

て言われていると思うから、職親のボランティアというか、職親活動に関わっている人なんです。出所した人を雇うのですが、雇われた人が何回も社長を裏切るんですね。周りの職員に、言ったじゃないかといって責められるわけなんです。

やっぱり、伴走型支援というのですか、その人を雇っていた社長って結構悩みを抱えて孤立されておられますし、経営者の人が職親活動をやろうと思っても、それを見て、できないなという判断もして、なかなか広がっていないという現実もありますので、そういった伴走型支援も、県のほうにはしっかりとしていただきたいなと思います。

これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○議長（服部富男） 暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩

---

午前11時10分開議

## 開 議

○議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○議長（服部富男） 県政に対する質問を継続いたします。2番 曾我正彦議員。

〔2番 曾我正彦議員登壇・拍手〕

○2番（曾我正彦） 議長にお許しをいただきましたので、県議会で初めての質問をさせていただきます。新政みえ、鈴鹿市選挙区選出の曾我正彦です。どうぞよろしく願いいたします。

昨年9月の県議会議員補欠選挙を経まして、同期の3人とともにこの場に

立たせていただいていることに感謝をいたします。

県議会議員となり半年が過ぎました。県政、県議会に対しては、いまだ戸惑いもありますが、当年にとって私は58歳になりましたので、新人議員だからとの甘えは許されないというふうにも考えております。

また、私は平成2年に鈴鹿市に入庁しました。農業政策、農政を中心に、最後に総合政策課で退職をするまでの32年間、行政経験を積む中で、山積する地方行政の課題やその解決方法について日々考えてまいりました。そのことを基に、今回、意見を述べさせていただき、質問をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

とはいうものの、市議会議員時代から一般質問がとても苦手でした。というのは、32年間答弁を書くことに専念しておりましたので、どうしても答弁を考えながら質問を書く癖がついておりまして、とても苦手でございました。しかしながら、今日はそのトラウマを断ち切り、思い切って、思いと県民の声をお届けしたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

今回は、通告に沿って、農村集落の持続的維持のために国に対して共に働きかけをしていただきたいこと、そして、防災・減災に関すること、最後に、現代の伊勢街道づくりを、といった内容で進めさせていただきます。

それでは、最初に、誰もが豊かに住み続けることができる三重づくりについてです。

人口減少は全国的に年々加速しており、本県においても平成19年をピークに年々加速しています。全国的な傾向ではあるものの、その対策は必要不可欠で、県では総合計画の下、エビデンスに基づいた総合的な取組がなされていることは承知をいたしております。

しかしながら、自然減の解消は社会全体が仕組みを変えない限り、増に転じるのは難しいと認識しています。

では、社会増ではどうか。現実には自治体間の人口の奪い合いになることから、よほどの強みがないと達成できないのではないかといった課題を認識

しております。

人口を維持、あるいは増加させるためにはどうしたらよいか。まず、人が街に残ることが必要だと思います。そして、残っていただくのは人だけではありません。既存の頑張っている企業にも残っていただかなくてはなりません。そのためには、インフラなどの環境を整え、仕事や雇用を維持、創出していくこと、それを魅力としていくことが重要だと思います。

これはものづくりのまち三重にとっては生命線ではないかというふうに思っております。そして、ものづくりは当然、農業、林業、畜産業、水産業も含めて考えなければならないというふうに思います。

ただ、人口減少対策について話をすると、それだけで1時間が終わってしまいますので、今回は農村地域の現状に限定して、検討して意見をさせていただければというふうに思います。

市町の大部分は農村で構成されています。農業の振興、後継者の確保・育成は重要であり、県や市で多くのソフト事業を講じていただいていることには感謝をしていますし、成果にもつながっているというふうに考えています。

しかしながら、依然として農村部からの人口流出は止まらず、街の衰退は否めません。

なぜなのか。インフラの整備状況によるものなのか、単に不便だからか、店舗が少ないからか、いろいろな要因はあり、感じ方も人それぞれですが、一つ大きな要因があるのではないかというふうに考えています。

単純に、街を出る人は増えているんですが、入ってくる人が極端に少ないということです。よく18歳人口の流出が人口減少の一因に挙げられますが、農村部では同じ市内への流出も多く、自治体全体の人口に影響はなくても、農村部の人口だけが減っていくというのが現状ではないでしょうか。

なぜでしょうか。それは、住んでいる街に家を建てることが制限される、それが大きな原因の一つだというふうに考えています。

私は市政で長年、農政関係の部署で勤務をさせていただきました。その中、ある法律によって制限を受けているということに大きな疑問を感じていま

した。

農地法と農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法です。これらの法律は、もちろん農業を守る、農業の生産基盤である農地の保護、農業振興が必要な地域における計画的な施策を講じる大変重要な法律ではありませんが、農地等の開発を規制する法律でもあります。

特に農振法においては、当時の建設省が都市計画法で農地にゾーニング規制をかけたことに対抗して立法、そして農用地区域をゾーニングしたとも言われております。

農地法が昭和27年、農振法が昭和44年の制定ですが、以降、大きな改正はなされていません。この法律の下、農業振興地域、農用地区域、農地法による甲種農地、あるいは第1種農地に家を建てたり、店舗を建てたりすることは不可能ではないものの、実際にはかなり高いハードルがあるのも事実です。農家住宅や分家住宅であってもです。

農村地域の現状を見ると、いまだ未整備田が点在し、圃場間の高低差も相まって、担い手は農業効率の悪さから耕作の請負を避けているというのが現状です。これでは、耕作放棄地が増えるのも無理がありません。また、ゾーン指定の影響で、実際に優良な圃場でないところも、農用地区域に指定されているのが現状です。屋敷畑と言われるところもしかりです。

また、山間部を見ると獣害が顕著です。私の住まう鈴鹿市の西部地域は山間部なのですが、家の周りには鹿や猿があふれています。人間より多いのではないかというぐらいあふれています。そして農地は電気柵と鉄柵に囲まれているのが現状です。ましてや山林との隣接部になると、農地は山に戻ってしまっている、戻りそうなども顕在しています。

県では、地域のために耕作放棄地の解消に向けた施策を講じ、市町と協働して、農地・農業を守っていただいておりますが、国では、耕作放棄地を所有する場合、固定資産税を1.8倍に増額できるとの税制改正も行っています。批判ではありませんが、これで本当に耕作放棄地が解消されていくのでしょうか。疑問でしかありません。増額された税を支払えば、耕作放棄地のまま

でよいのか。違うんじゃないかなというふうに思っています。

では、なぜこのような状況にあるのか。

農用地区域内の開発制限が農家後継者の流出につながっています。街に人がいなくなっています。担い手にも敬遠されています。どうして農地を保全していくのか。これが一つの要因ではないでしょうか。

国では、農林水産省が令和7年7月、中山間地域の農用地の保全と農村型地域運営組織、農村RMOの形成を推進していますが、もともと農家が少なくなってしまう、そして人が少なくなっている現状、担い手に敬遠されている現状で、これは現実的ではないのではないかと危惧しています。

ここで1点お伺いしたいことがあります。農林水産部として、農地を守っていくことは非常に大切な業務だというのは十分に承知しています。しかし、農地を守ることを考えていては、街は守れないのではないのでしょうか。

市町が農業振興地域整備計画を策定するときは、知事の同意を受けます。変更の場合も同様です。農家住宅、分家住宅、たとえ1軒に対しても同じです。それは、制度的に確保すべき農地の総量面積の目標が定められていて、その数字を守らなければいけないという使命があるからではないのでしょうか。

もちろん農村地域の無秩序な乱開発は絶対に避けなくてはなりません、未整備でかつ基盤整備事業の非適地や山林との隣接地、農地利用が困難となった土地については、一定の住宅や集落を守るために必要な施設、市内や県内、県外からの移住者のための住居の建設に充てることができるよう、これらを、農林水産省に対して今の農村の、地域の現状として思いを訴えかけていただけないものでしょうか。いかがでしょうか、農林水産部長にお伺いいたします。

[枅屋典子農林水産部長登壇]

○農林水産部長（枅屋典子） それでは、農地の有効的な利活用について御答弁申し上げます。

農地は食料の安定供給を支える重要な生産基盤であることから、県では、農地関連法令に基づき、国、市町、農業委員会などと連携して、集団化の状

況や基盤整備の実施状況など、農業利用上の重要性に応じて農地を区分しまして、各区分に応じた必要な規制を行うことで、生産性の高い優良農地の確保に取り組んでおります。

国では、食料安全保障の強化に向けて、農用地等の確保等に関する基本指針の中で、必要な農地面積の目標を定めるとともに、農用地区域からの除外に関係する基準を厳しくするなど、優良農地の確保に向けた取組を強めております。また、県や市町などにおいて、農地転用の審査基準を定める際に、国が定める規定に即した内容とし、地域ごとの差異が生じないよう通知をしているところでございます。

地域の状況に応じた対応としまして、農用地区域、これは市町が定める農業振興地域整備計画で策定されているものでございますが、この区域からの除外につきましては、農用地区域外の土地での代替地が確保できないことや、農地の集団化や利用集積に支障がないこと、用水路などの土地改良施設に支障を及ぼさないことなどの要件を満たす場合に可能となっております。

また、農用地区域を除く優良農地におきましては、集落に接続した住宅や就業機会の増大に寄与する施設の建設など、農村地域の持続性の向上に資するもので、周辺農業への支障が生じない場合に転用ができるということとなっております。

県としましては、移住者などのための住宅の建設など、農地制度の弾力的な運用による農地転用を求める声があることも認識しております。

このため、今後も優良農地の確保に努めるとともに、農村地域の維持や活性化につながる農地の有効活用について関係機関と連携して取り組んでまいります。また、地域の実情に応じた制度の運用など、現場の課題につきまして、県としても機会を捉えて国に伝えてまいります。

〔2番 曾我正彦議員登壇〕

○2番（曾我正彦） ありがとうございます。

機会を見て国へとお伝えいただけるということですので、本当に困っています、窓口に来ていただく方が泣きながら、何で住めないんだというような

ことを、どうしても無理ですと伝えなくてははいけない。これが、農村が衰退していく一つの要因だろうなというのがよくよく分かりますので、何とぞ、よろしく願いいたします。

国の政策や施策のうち、おっしゃられるように、農地政策というのは熟考する時期でもないのかなというふうに考えています。さきにも申し上げたとおりですが、農業を守るために農地を守るのは重要なんです。重要なんですけれども、農地を守るための人や街、これはさらに守るべき大切なものだというふうに思っています。

農業は日本の基幹産業であることに間違いはありません。山間部では、鈴鹿市もそうですが、お茶や植木の栽培が盛んな地域もあります。多様な農業があります。しかしながら、国は、食料安全保障の強化に向けた農地制度の見直しとして、人と農地の確保を大前提としてはいるものの、その内容は、先ほど部長がおっしゃられた農地の総量確保、あるいは農地転用や農用地除外の強化といった、地方の現状とは少しかけ離れてきているのかなというふうにも考えています。

農林水産部として、このような国の施策に物申すのは難しいということは十分に承知はしておりますが、さきにも申し上げたとおり、農業を守るためにも、農地政策を再考していく必要があると思っておりますのでよろしく願いいたします。

食料生産の基盤を侵すことがないように、しかし、街を守れるように、地域の農業をより分かっている市町と連携をお取りいただき、国に対して実情を御進言いただけるとありがたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは次に、二つ目の項目です。

県民を守り抜く魅力ある三重づくりをについてです。

本県は約527キロメートルにわたり海岸保全区域としています。内訳は、伊勢湾沿岸が約123キロメートル、熊野灘沿岸が約404キロメートルです。この区間は津波浸水が想定されている区間です。全区間です。

本年は甚大な被害が発生した昭和南海地震の発生から80年となる節目の年です。次の南海トラフ地震発生の切迫性も高い状況でございます。そのような中、県では緊急輸送道路の機能強化や高潮対策等のインフラ対策、住民の危機意識の向上施策、津波避難施設の整備などの市町への財政支援等、積極に取り組んでいただいております。これは感謝をいたします。

とりわけ、本年度には三重県南海トラフ地震対策推進条例（仮称）の制定に向けた検討に入られるということで、一層の対策強化が進むことに期待しています。

しかしながら、内閣府の南海トラフの巨大地震モデル検討会の第二次報告では、県内の想定浸水面積は、約2万4272ヘクタール、市町別の最大津波高は27メートル、津波の到達時間は最短で4分、甚大な被害が想定されています。

そこで、県内の海岸や堤防を見てみます。昭和28年の台風13号や昭和34年の伊勢湾台風で築造されたものが大部分です。これらは築後60年が経過しています。この間、県では、三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画、熊野灘沿岸海岸保全基本計画に基づき、海岸整備事業に着手され、伊勢湾沿岸地域では老朽化対策としての高潮対策、高潮危機管理対策等の事業で、堤防や護岸の老朽化の調査、補修・補強、侵食対策としての離岸整備等をされてみえます。これらで一定の安全は確保できているというふうに認識はしています。

ここで、少し私の住む鈴鹿市の状況を見てみると、（パネルを示す）こちらなんですけれども、海岸線が約13.7キロメートル、うち県管理の水管理・国土保全局海岸が6.2キロメートル、港湾局海岸が5.1キロメートル、市管理の漁港海岸が2.4キロメートルです。

鈴鹿市の現在の堤防も、耐震性調査や老朽化・空洞化対策などの緊急対策は完了しているというふうに考えております。防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策により、計画的に海岸保全対策を講じてはいただいておりますが、経年変化による損傷は至るところで確認されています。

そこで、これまでに県が実施した平成23年度の北若松地区海岸、平成24年度、

25年度の磯山地区海岸の耐震照査結果における地震による影響、あるいは津波による堤防機能の保持の状況についてお教えてください。お願いいたします。

〔藤井和久県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（藤井和久）** 鈴鹿市の海岸堤防の整備状況についてお尋ねがありました。

県が管理する鈴鹿市内の海岸堤防の地震対策につきましては、平成16年度に県土整備部所管の全ての海岸堤防を対象といたしまして、海岸保全施設耐震点検マニュアルに基づき、地質等の既存基礎資料調査や現況調査、安定計算・簡易図法による耐震性の検討から成る概略調査を実施しております。

概略調査の結果、詳細調査が必要な対象として抽出されました、議員から御指摘のありました北若松地区海岸は平成23年度に、磯山地区海岸は平成25年度に、安定解析や液状化判定による詳細調査をそれぞれ実施しました。これらの調査により、施設の供用期間内に一、二度発生する確率を有する地震、これ、我々はL1地震と呼んでおりますけれども、こちらに対しましては地盤沈下であったり、液状化のおそれがないことを確認しているところでございます。

また、津波対策につきましても、数十年から数百年に一度程度発生する比較的発生頻度の高い津波、これはL1津波でございますけれども、この高さが海岸堤防の高さを超えないことを確認しております。

以上のことから、鈴鹿市内の海岸堤防につきましては、施設の供用期間内に一、二度発生する確率を有する地震及び数十年から数百年に一度発生する比較的発生頻度の高い津波に耐えられる整備状況となっているところでございます。

〔2番 曾我正彦議員登壇〕

○**2番（曾我正彦）** ありがとうございます。

数十年から数百年に一度の地震には耐えられるということでもございました。

それでは、次に、この間に実施していただきました老朽化対策並びに平成29年に策定した、県の鈴鹿市沿岸の海岸保全施設長寿命化計画に基づいて実

施された点検内容と、これに基づいて講じていただいた対策並びに今後実施を予定している対策等をお教えてください。

○**県土整備部長（藤井和久）** 鈴鹿市の海岸堤防の長寿命化計画に基づく点検及び対策について答弁させていただきます。

県内の海岸堤防等の海岸保全施設のほとんどが1959年に襲来した伊勢湾台風を契機に復興、整備されたもので、整備後60年以上が経過しており、老朽化が問題となっております。

三重県では平成21年に老朽化等の調査を行い、緊急的に補修の必要な200か所につきましては、平成26年度までに全ての対策を完了しています。

その後、平成29年度に海岸保全施設長寿命化計画を策定しまして、これに基づき計画的な点検及び点検結果に基づく健全度の評価を行い、健全度に応じて、コンクリートを張り詰めたりとか、堤防の上の部分でございますけれども、天端のコンクリートの打ち替え工事等の修繕等を実施しているところでございます。

今後も、海岸堤防等といった海岸保全施設の防護機能の確保にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

〔2番 曾我正彦議員登壇〕

○**2番（曾我正彦）** ありがとうございます。

計画に基づいた修繕、老朽化対策等々を緊急対策として推進されていることというのは十分に理解できました。また、今後においてもされていくということで理解できました。ありがとうございます。

しかしながら、現状としては未整備区間も多く残存していますし、耐震性調査及び老朽化調査は実施から10年以上が経過しているのも事実です。

地域にお住まいの方からは、海岸堤防の安全性について、非常に多くの不安の声を聞きしています。それは、多くの対策を講じて、堤防の堤体自体に何ら変化が見られない。老朽化している、そこが目につき、不安要素にしか映っていないということも事実ではないかと思っています。

現代は情報化の時代です。他市町の状況も手に取るように分かりますし、

その中で、直轄事業として、平成25年度には伊勢湾西南海岸が、令和5年度には津松阪港海岸の事業が完了しています。堤体が新しくなっています。また、令和6年度には四日市港石原・塩浜地区における直轄海岸事業が採択され、事業が実施されています。

なぜ鈴鹿地域のことをいろいろお伺いしたかという、ちょうどこの間に当たるんですね。津松阪港海岸、そして、四日市港の海岸、この間の地域が鈴鹿の地域になっています。というのは不安要素を増大させているのではないのでしょうか。

そこでお伺いいたします。津松阪港海岸と四日市港石原・塩浜地区における直轄海岸事業の中間点である鈴鹿地域について、国の直轄事業化ができないのか。これについてお教えをいただきたいと思います。お願いします。

**○県土整備部長（藤井和久）** 鈴鹿市の海岸堤防の直轄事業化についてお尋ねがありました。

海岸整備の実施状況でございますけれども、先ほど御説明させていただきましたとおり、鈴鹿市内の海岸保全施設は、まず、地震につきましては、施設の供用期間内に一、二度発生する確率を有する地震、津波につきましては、数十年から数百年に一度程度発生する比較的発生頻度の高い津波に耐えられる整備状況とはなっているところでございます。

しかしながら、千代崎港海岸及び南若松地区海岸では、海浜の侵食が進行し、高潮・高波による背後地の住宅地等への被害が懸念されるため、これは議員からも御指摘がありましたけれども、なかなか見えない工事ではございますけれども、海の中にマウンドを造る、離岸堤の整備のほうを進めているところでございます。今、これらにより、砂浜の回復と安定を図り、越波等の被害を未然に防止する対策を県として進めているところでございます。

また、議員からお尋ねのありました国の直轄事業化についてでございますけれども、直轄事業化をするためには、海岸法において三つの採択要件が定められているところでございます。

一つ目が、工事が高度の技術力を必要とすること、二つ目が工事の規模が

著しく大きいこと、三つ目が、工事が高度の機械力を使用して実施する必要があることとなっております。これらの要件に照らし合わせますと、現時点においては直轄事業化のハードルというのはなかなか難しいものと認識しているところでございます。

県といたしましては、引き続き、国の第1次国土強靱化実施中期計画、来年度からスタートする5か年の計画でございますけれども、こちらによる予算を最大限に活用し、海岸保全施設の整備であったり、長寿命化計画等に基づく老朽化対策を進め、海岸保全施設の機能強化を推進してまいりたいと考えております。

〔2番 曾我正彦議員登壇〕

○2番（曾我正彦） ありがとうございます。

これまでの御答弁により、安全なんですよね、ということで理解してもよろしいんでしょうかと思うんですけれども。また、国の直轄事業はなかなか難しいということでございます。

働きかけをしていただけたらなというふうにも思うんですが、なぜ、このような鈴鹿市のことを例に取ったかといいますと、力は弱いところに集中するというふうを考えています。間の区域の堤防の力が弱ければ、幾ら修繕をかけていてもその箇所には大きな力が加わって、結果、その箇所に被害が集中することが考えられるのではないかと考えています。

そして、そうなれば復興には相当の費用がかかってくる。そうすれば県全体の負担も増えてくるということが、かなり悩ましいところではありますので、今回お伺いさせていただきました。そうならないように、最大の事前防災に一層の注力をしていただければというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、実施してきていただいた調査結果や実施している各種事業について、今もお話をいただきました、お答えをいただきまして、有益な数多くの事業をしていただいていることも十分理解できましたが、すみません、住民の方に伝わっていないんじゃないかなと考えています。今、申し上げたように、

安全だよということが伝わり切れていないのではないかなというふうにも思いますので、どうぞ、住民の方に対してさらに丁寧な御説明をいただいて、住民の安全・安心の源となると思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、河川整備についてお伺いをさせていただきたいというふうに思ひます。二級河川堀切川水系河川整備についてです。

県管理河川の未整備区間の整備及び流下能力を確保することは、災害に強いまちづくりにおいては重要だというふうに思ひています。近年の気候変動による気象災害の激甚化・頻発化から、自然災害の防止に向けた対策の早期実施も求められています。

河川についても海岸堤防整備と同様に、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策等により、しゅんせつ事業について計画的に進めていただひているのも承知していただひます。

ここで、県管理河川の堀切川についてなんですけど、整備についてお伺ひしたいと思ひます。

本河川は鈴鹿市中腹を源とし、近鉄の名古屋線を越えると、北東に向きを変え、白子港から伊勢湾に流入する4.7キロメートルの河川です。（パネルを示す）こちらの河川です。見ていただひて分かるように、向きを変えた後、約1キロメートルにわたり伊勢湾と並行して流れている河川でございます。

昭和34年の伊勢湾台風時には広範囲で高潮の被害、49年には大雨と高潮による破堤・湛水の被害、平成16年にも流域内で浸水被害が発生しているような河川です。県の二級河川堀切川水系河川整備基本方針により、計画的に整備を進めてはいただひているんですけど、今後の防災・減災対策も急務だというふうを考えていただひます。

そこで、現在進められている同河川における河口部の紅屋橋の撤去、橋を撤去していただひくんですけど、大変大きなことだというふうに思ひておひますので、その撤去、それと撤去された後の周辺道路との取付け等々、あるいは工期についての整備状況をお教えてください。お願ひいたします。

〔藤井和久県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（藤井和久）** 二級河川堀切川水系河川整備、紅屋橋の周辺の工事についてお尋ねがありました。

堀切川では、河口部の新紅屋橋から上流左岸側の引堤整備をする計画となっており、工事は平成26年度に着手し、現在も事業を進めているところでございます。

工事に際しましては、近くにノリ養殖場があるため、よくコミュニケーションも取らせていただくなど調整を進めているところでございますけれども、養殖期間である10月から3月を避けた工事を地元漁業協同組合より要望されているところでございます。このことから、出水期における工事が必要となる場合もありますが、堀切川の流下能力に影響を与えないよう、施工時期や工法に十分配慮しながら工事を進めているところでございます。

今、工程のほうも精査していて、紅屋橋撤去まで具体的に何年度に完成とは申し上げることができませんけれども、今の見立てですと、やっぱり5年程度はまだまだかかってしまうという状況でございます。

今後は、国の第1次国土強靱化実施中期計画に基づく予算も最大限活用し、可能な限り前倒しでの事業推進に努め、1日でも早い完成に向けて改修のほうを進めてまいりたいと考えております。

紅屋橋の撤去及びその周辺道路の取付けにつきましては、紅屋橋下流の引堤完了後に実施する予定でございます。紅屋橋撤去後の周辺道路の取付けにつきましては、これまでも鈴鹿市及び地域住民の皆様に対して、我々としては丁寧に御説明しながら調整を進めてきているところでございます。

今後も、引き続き円滑な事業推進のために地域の方々の声に耳を傾け、十分に調整を図ってまいりたいと考えております。

〔2番 曾我正彦議員登壇〕

○**2番（曾我正彦）** ありがとうございます。

5年ほどかかるということでございまして、今、新しい紅屋橋が真横にできているんですけれども、ずっと、この橋がどうなるんだろうなというのが

話題になりますので、できるだけ早い施工をお願いしたいというふうに思います。

また、この紅屋橋がある河口部付近なんですけれども、近鉄白子駅から程近いところで、鈴鹿市のエントランスゾーンというふうに位置づけておまして、また、人口の密集度も鈴鹿の中でもかなり高いほうでございますので、その安全性も含めまして御検討いただけたらと思います。

次に、もう一つ見ていただきたいんですけども、（パネルを示す）こちら、河川の状況なんですけど、どうしても雑木の繁茂がすごい状態になっています。どの河川もそうです。今回は堀切川を、同じ河川ということでさせていただきましたが、ほかの市内の河川においても、県内の河川においても全く同じ状況だと思いますが、これらの雑木は流量の確保あるいは環境美化、治安の悪化につながるというふうに思いますので、大変大きな問題なのかなとは住民を含めて考えています。

そこで、雑木撤去等の河川の維持状況をお教えいただければと思います。お願いいたします。

**○県土整備部長（藤井和久）** 堀切川水系の河川管理の状況についてお尋ねがありました。

県では、河川管理者として毎年、出水期前に河川パトロールのほうを実施しております。堆積土砂や雑木などが流水を阻害し、治水上の支障となっていないかどうか、確認をしているところでございます。

堀切川では、流水の阻害要因となっていた堆積土砂を、令和3年度から令和5年度にかけて約1400立方メートル撤去したところでございます。

また、河道内の雑木につきましても、治水上支障となる場合には適宜伐採を実施しております。我々としても、パトロール等で確認はしているつもりでございますけれども、何か課題等があれば、また個別にお聞かせいただければと考えております。

今後も引き続き、必要な流下能力の確保に向けまして、地域の方々の声にも丁寧な耳を傾けながら河川の適切な維持管理に努めてまいります。

〔2番 曾我正彦議員登壇〕

○2番（曾我正彦） ありがとうございます。

雑木の繁茂については、かなりそこにごみをほられたりとか、あるいは不審者がそこに入り込んだりというような事例も現にありますので、できるだけ、いろんな河川についてもそうなんですけれども、今もお声を聞いていただけるといことでしたので、お声を聞いていただいて、対応していただけたらなというふうに思います。

もう1点、本河川につきまして、かなり改良が進んでくるわけですが、ただ現実的な問題で、これもどこの河川もそうなんだと思いますけれども、河川の容量が増えれば、あるいはポンプの容量が足らなくなったり、あるいはポンプを動かす管理人の方の問題も出てくるというふうに思っています。

本河川も同じで、排水容量が足らなくなるのでポンプが増設できたら、あるいは水門等々の遠隔操作ができるような体制を整えることができないか。遠隔の監視あるいは操作ということについて、その可否を、できるのかなと思っているんですけれども、お教えいただけたらなと思います。お願いいたします。

○県土整備部長（藤井和久） 釜屋川排水機場のポンプ増設、遠隔監視化、遠隔操作化についてお尋ねがありました。

まず、釜屋川排水機場のポンプ増設でございますけれども、議員御指摘のとおり、県としましても、河川整備計画に位置づけるなど、ポンプ増設の必要性については認識しているところでございます。

まずは河口から釜屋川合流点までの引堤と河道掘削を優先的に進めさせていただき、それが完了した後にポンプ増設工事着手に向けた検討のほうを進めていきたいと考えているところでございます。

また、排水機場の遠隔監視化及び遠隔操作化でございますけれども、釜屋川排水機場の操作は県から鈴鹿市へ委託していますが、遠隔監視化及び遠隔操作化につきましては、これまでも市や地元、期成同盟会等から要望をいただいているところでございます。

遠隔監視化につきましては、令和6年度に、もう鈴鹿市によって整備のほうをしていただき、完了しているところでございます。

また、遠隔操作化につきましても、県として必要性を認識していますが、本排水機場は耐震対策が必要となっており、今、各排水機場の耐震対策を順番に進めているところでございます。まずは、地域の人命、財産を守ることを優先して耐震対策を実施し、それに併せて遠隔操作化につきましても検討していきたいと考えているところでございます。

〔2番 曾我正彦議員登壇〕

○2番（曾我正彦） ありがとうございます。

市からも要望があるということで、実は私はずっと要望を出させていただいた側でございましたので、何とぞよろしく願いいたします。

ここまで、海岸堤防、あるいは河川整備についてお伺いをしました。先ほど申し上げたとおり、例年、鈴鹿市からも要望、提言をさせていただいておる項目でございます。

ただ、今回いただいた御答弁なんですけれども、たまたま鈴鹿市の例でございますが、県内各市町に当てはまってくるものだというふうに考えております。さらなる安全・安心の高みを目指して、県民を守り抜く魅力ある三重づくりを推し進めていただけたらと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

ここまで、暮らしに身近な質問をさせていただきましたが、次に、道について意見を述べ、また御意見を伺えたらなというふうに考えています。県土整備部長ばかりで大変申し訳ないんですが、どうぞよろしく願います。

鈴鹿市の例で恐縮なんですけど、現在、市内では国道306号の鈴鹿亀山道路など、五つの路線に着手していただいています。これらと中勢バイパスの開通をもって、かなり利便性も向上、渋滞も解消してきているということで、これは感謝をいたしております。

県内各地でも見させていただくと、かなりの道路整備を進めていただいておりますということで、改めて感謝をいたします。

県では、令和3年に三重県新広域道路交通ビジョンと同計画を策定しております。ビジョンを見ると、いわゆる総合的計画であるので、簡単に触れますが、三重県のみえ県民力ビジョンの三つの柱において課題と現状の分析がなされています。

めざすべき三重の姿を「三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会」とも位置づけられています。この中、県の概況で交通インフラとしての高規格道路の概況、広域的な道路交通の課題も示されています。

観光地及び周辺施設での局地的な渋滞の解消など、県民の日常生活を支える交通に対する課題、総合港湾としての四日市港の機能強化など、交流や経済活動を支える交通に対する課題、災害に強い交通施設の整備の推進など、安全・安心な交通に対する課題、次世代を支える交通に対する課題の四つが挙げられています。

これに沿って、広域的な道路交通の基本方針として五つのネットワークの強化が定められています。ここから読み取れる方策というのは、高規格道路や直轄国道バイパスなどの道路ネットワークの整備、県内外を結ぶ都市間ネットワークの形成、海外・県外との物流ネットワークの強化、観光地アクセスのための広域的な道路ネットワークの強化、代替性の高いネットワークの形成です。

さらに、これを計画に落とし込んでいただいています。（パネルを示す）こちらなんですけれども、広域道路ネットワーク計画、同路線の一覧表が示されています。

そして、ここでは広域道路ネットワークの方向性が、基本戦略として五つ示されています。「中枢中核都市等を核としたブロック都市圏の形成」、「我が国を牽引する大都市圏等の競争力や魅力向上」、「空港・港湾等の交通拠点へのアクセス強化」、「災害に備えたりダンダンシー確保・国土強靱化」、「国土の更なる有効活用や適正な管理」ということです。

これが全て達成できれば確かに効果的ですが、果たして、（パネルを示す）こちらにネットワーク路線の一覧があるんですが、ここに登載の道路だけで、

その計画を成し遂げることができるのか、少し疑問に思わざるを得ないです。

かなり長い前置きとなって申し訳ないのですが、三重県の発展の歴史を見ると、古来から三重県には幾つかの神宮への参詣道が整備されてきました。中でも、東海道追分から南下し、伊勢に至る参宮街道、伊勢街道は現在の国道23号、県道428号の一部であり、三重県の繁栄はこの街道沿いで成り立っていると言っても過言ではありません。

県内の多くの市町はこの街道沿いに発達し、まちをつくり、にぎわいが創出され、産業を生み出し、文化を育み、伝統につなげてきました。現在では、いずれも生活道路として機能していますし、バイパス等の整備により充実していることも御尽力の結晶と感謝をしていますが、何せ新幹線と空港がない県は三重県と奈良県の二つだけです。それだけ本県の道路の持つ意義は大変大きいというふうに考えています。また、産業道路と称される道路が未整備なのも三重県ではないでしょうか。

現在の本県の道路計画は非常に有益なものであるというふうには思いますが、生活道路の補完としての意味合いも強いと思っています。

ここからなんですけれども、伊勢湾岸自動車道は、みえ川越インターチェンジから山側に延伸していきます。東名阪自動車道に合流していきます。全てが山側に集中していくというのが三重県の高規格道路ではないでしょうか。

もし、みえ川越インターチェンジから伊勢市までの間に新しい高規格道路ができれば、現代の伊勢街道、参宮街道として、三重県の新たな発展につながるのではないかと本気でそう考えています。

四日市港からの原材料輸入や輸出などの物流の効率化、既存産業や企業立地へのインセンティブ、観光や地域活性化に裨益をもたらすことは間違いないのではないのでしょうか。しかも、新たな雇用を生むなど、本県の大きな魅力となるとともに、県南部の産業や活性化対策にもつながるのではないのでしょうか。

(パネルを示す)そして、さらには鳥羽市まで延伸されれば、現在は計画の中で滞っている三遠伊勢連絡道路、伊勢湾口道路へとつながり、国道42号

の海上区間の整備とともに、愛知県の中京工業地域との高規格道路のループにつながるのではないのでしょうか。

そして、これはさきに紹介をしました三重県広域道路交通計画、広域道路ネットワーク計画における五つの戦略を全てかなえる道となるのではないのでしょうか。

そこで、国土交通省御出身の県土整備部長の御意見をお聞かせいただきたいと思います。魅力ある新しい道路計画、現代の伊勢街道づくりについて、いかがお考えでしょうか。どうぞよろしくお願ひいたします。

〔藤井和久県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（藤井和久）** 現代の伊勢街道づくり、新たな道路ネットワークの構築についてお尋ねがありました。

私自身、昨年の7月に三重県庁に着任させていただき、県内を回らせていただくことで、県の都市構造であったり、成り立ち等も、まだ勉強中でございますけれども、少しずつ把握してきているところでございます。

そのような中、古来の伊勢街道、参宮街道沿いに宿場町が形成され、発展してきた三重県の歴史を踏まえた現代の伊勢街道づくりという観点からは、大変、個人的には興味深いものと受け止めているところでございます。

現在の道路ネットワークの形成についてでございますけれども、伊勢湾岸自動車道みえ川越インターチェンジから伊勢市にかけての区間は、伊勢湾沿いに都市が連なり、産業集積地や優れた観光地を有する重要な地域であると認識しているところでございます。

令和3年3月に策定しました、議員からも御紹介いただきました新広域道路交通計画では、みえ川越インターチェンジと四日市港臨海部を結ぶ沿岸部の高規格道路といたしまして、四日市湾岸道路が計画に位置づけられているところでございます。また、四日市港を連絡する道路としては、みえ川越インターチェンジから四日市港の間に臨港道路の四日市・いなばポートラインが平成30年に開通しており、現在、さらなる南進計画が検討されています。我々としましては、港湾関係者、国土交通省、関係自治体としっかり連携し

ながら、四日市港のさらなるアクセス強化を図ってまいりたいと考えております。

一方、伊勢へつながる幹線道路としましては、国道23号やそのバイパスとなる中勢バイパス及び南勢バイパス、高速道路の伊勢自動車道がこれまで整備されてきました。今後、鈴鹿四日市道路や北勢バイパスの整備が完了すれば、四日市から松阪、伊勢までが新たなネットワークとしてつながり、ルート連続性・代替性が高まるものと考えております。

伊勢湾沿いの道路ネットワークといたしましては、当面は、既存ネットワークの機能を最大限活用しつつ、鈴鹿四日市道路、北勢バイパスは、まだ用地買収を進めていて工事も着手できていない状況でございますけれども、まずは関係機関が丸一となって現在事業中の北勢バイパス、鈴鹿四日市道路の一日も早い完成を目指すことが重要ではないかと考えているところでございます。

また、国の方針も少し御紹介させていただければと思います。

国土交通省道路局におきましては、令和5年10月に、目標として2050年、世界一、賢く・安全で・持続可能な基盤ネットワークシステムの実現を目指す、W I S E N E T 2050・政策集というものを作成しております。こちら、これまでの道路整備の考え方から転換した新たなコンセプトも提示させていただいているもので、ぜひ御一読いただければと考えております。

その実現に向けましては、道路を造ることが目的ではなくて、旅行速度等を指標とした、求められるサービスレベルの達成を目指す道路行政に転換していくとともに、国土を巡る道路ネットワークをフル活用し、ただ造るだけでなく、造ることによって課題解決と価値創造に貢献していくというふうなうたわれているところでございます。

現状の県の道路整備方針でございますけれども、新広域道路交通計画は、地域のニーズや将来像を反映しておりまして、新たな国の方針とも整合していることから、まずは既に計画されている高規格道路網の一日も早い完成を、先ほど申し上げましたとお目指していきたいと考えています。

あわせて、既存のネットワークにおきましても、我々はデータ等を今たくさん、ETCのデータとかを使えるようになってきましたので、データ等を活用してサービスレベルの評価を行いながら、サービス向上を目指してまいりたいと考えております。

まずはこうした取組を進めた上で、地域の課題をしっかりと把握し、さらなる道路計画の必要性について、地域の皆様方ともいろいろコミュニケーションを取らせていただきながら、検討のほうを深めてまいりたいと考えております。

〔2番 曾我正彦議員登壇〕

○2番（曾我正彦） ありがとうございます。

計画中の道路というのは大切だと思いますし、おっしゃられることも、ごもっともだと思っています。

ただ、今までの道路網や、あるいは先ほど申し上げた新幹線、高速道路もそうですけれども、行政や政治の先人たちは、何も無いところからそれを発案して、そして提唱して、やっと全国に新幹線や高速道路が張り巡らされてきた。それが、今をつくっていて、その一つがリニア中央新幹線の計画だというふうにも思っています。推進されています。

何が必要なのかだと思うんです。でも、行政の職員として、あるいは議員として、夢を語っていかないといけないのかなというふうには思っています。

身近な課題解消のための議論や、あるいは一般質問も重要だと思いますし、私も今日、それをさせていただきました。でも、将来のために一石を投じるような意見、あるいは思いというのも大切なのではないかなと深く感じています。

夢は見ないと語れないですし、言葉にしないと実現していかないんだと思います。誰かが言い出さなくては始まらないんですよ。何も変わらないんです、始まらなかつたら。でも、変えていかなくちゃいけないというふうに思っています。そのために、私たちはその思いを伝えていく必要があると思います。

県民はもとより、将来県民となっていただけのような方や、あるいは企業の方にとって魅力ある三重県をつくっていくというのが私たちの使命だというふうに思っていますので、それを進めていきたいし、今回の答弁は、おっしゃられるとおりでと思いますので、何も問題がないと思いますが、でも、これからも折を見て、こういったお話はさせていただきたいなと思っています。

いつも職員の方を見ていると、すごく頑張っておみえだなというふうに思っています。今後、必要なことですが、口に出して何か夢を語っていくことなのではないかなと思います。

知事のいろんなところでのお言葉を聞かせていただいていたたり、職員の方とお話をさせていただいていても、お一人お一人が物すごく考えておみえなんです。でも、組織になると、それを言わなくなっちゃうというのも一つだと思います。

先ほど申し上げたように、言わなければ絶対に成し遂げられないと思いますので、一緒にそうしていただけたらなというふうに思いますし、私たち議員もそうだと思います。どうせできないだろうから言わないとか、言ってできやなかったら恥ずかしいから言わないということを思わずに、言い始めれば、何年後でも、何十年後になるかも分かりませんが、かなうかも分からない、そう思っています。後輩たちに引き継いでいけば、かなえていただけるかもしれない。だから、決して諦めずに口に出して、申し上げていきたいというふうに思います。みんなで夢を語りましょうよということが言いたいです。

本当は、今日は知事のお考えをお聞きしたかったんですが、答えを出されるというのはいけないのかなと思いつつながら、御遠慮申し上げておったんです。ここで、できないですよって言われると、私たちがこれから夢を語っていく上で、よくないのかなというふうに思いましたので、失礼をさせていただいていました。でも、こういった意見もあるんだということをどうぞお知りいただき、そして県政をされていく上で、心にとどめていただけたらなという

ふうに思います。

今日は1時間にわたって、このような話をさせていただきました。夢のような話もあるかも分かりませんが、何度も申し上げて恐縮ですけれども、夢は語らないといけないというふうに思いますし、実現しないと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

興奮し過ぎて着地点がなくなりましたが、安定着地をしていきたいというふうに思います。本当に今日は機会をいただきましてありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

## 休 憩

○議長(服部富男) 暫時休憩いたします。

午後0時9分休憩

---

午後1時10分開議

## 開 議

○副議長(森野真治) 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○副議長(森野真治) 県政に対する質問を継続いたします。6番 市川岳人議員。

[6番 市川岳人議員登壇・拍手]

○6番(市川岳人) 皆さん、こんにちは。会派自由民主党、伊賀市選挙区選出の市川岳人です。

議長のお許しをいただきましたので、順次一般質問を始めさせていただきます。

今回は初めての一般質問で、どういう質問をするかというようなことをずっと思案してまいりました。ただ、やはり去年の9月に、初めて上がらせ

ていただいた。そのときに訴えていたことをやはり問うていかなければいけないということで、今回通告させていただきました内容はそのような質問になっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず第1項、(仮) 県立高校の魅力化プロジェクトを！についてお伺いをいたします。

この2日間、3月1日、2日と伊賀市にある県立の高校、上野高校の定時制、そして伊賀白鳳高校、あけぼの学園高校、各校の卒業式に参加をさせていただきました。それぞれの学校で卒業生の成長、そして教職員の先生方の本当に熱のある指導であったり、地域の期待、そのようなものを改めて強く感じさせていただきました、参列させていただいた身として大変感動しました。

そこで3校の話を少し紹介をさせていただきますけれども、伊賀市にある上野高校、まず、こちらはスーパーサイエンスハイスクール指定校として、理数教育、そして学際探究科による探究型の教育というような、伊賀地域における中核を担っております。今年に入っては、台湾の国立南科国際実験高級中学との姉妹校協定、これは台湾に三つしかない国立高校の一つで、T S M Cの本社のお膝元ということで関係も深い学校となっております。そして、それに加えて、鈴鹿医療科学大学との連携協定も結んで、地域の進学ニーズであったり、いろんな期待に応える拠点校としての役割を担っています。

そして、次に伊賀白鳳高校でございますけれども、工業、農業、商業、そして福祉、そういった専門系の実習教育や地域産業と結びついた教育を強みとしております。伊賀地域は、製造業、農業、こういった産業が基幹産業でありますので、地域に必要な人材を供給している大変重要な役割を担っております。

そして三つ目のあけぼの学園高校、こちらは2028年度から募集停止というようなことが昨年末、教育委員会のほうから発表されまして、2026年度、来年度からは1クラスの募集と伺っております。この方針については、地元の伊賀市選挙区選出の議員としては大変残念であり、地域にとっても大変重い

決定であるというふうを考えております。

しかしながら、少子化による生徒数の減少は本当に厳しいものがあります。令和5年の伊賀市における出生数につきましても378人、三重県の直近の数字も聞かせていただきましたけれども、9470名ということで、前年より約170人減少しているような状況、そして、教育資源の分散により選択肢が縮小していく等々、そんな状況の中でも一定規模を確保して、教育の質を高めることは避けて通れないというふうにも受け止めております。

単に学校数を維持するというだけではなくて、子どもたちの将来の選択肢を守ることを最優先であるというふうに思います。重要なのは、募集停止ということではなくて、今通っている在校生への万全の配慮だったり、伊賀地域の高校の魅力向上、地域と連携した新たな学びの構築、こういったことをこれから確実に実行していくことが必要です。

本当に極めて残念な状況でありますけれども、未来世代、将来のための教育の確保という観点から、致し方ない部分であるというふうに受け止めております。

しかしながら、あけぼの学園が担ってまいりました多様な背景を持つ生徒への支援といった学びのセーフティーネット機能については、これからも維持していかなければいけません。そして、その他の機能、ほかの高校も担ってきた進学、質の高い教育の拠点であったり、専門的な技能を習得するであったり、人材を供給するというような機能、先ほど申し上げましたセーフティーネット、そういった機能を今後どのように維持・強化していくのか。これから人口が少なくなる、子どもが少なくなる中で、高校が果たしていかなければいけない機能、役割であるというふうに思っております。

そこで、文部科学省は高校教育改革に関する基本方針として、2040年に向けたN-E. X. T. (ネクスト)ハイスクール構想を示しております。新しい学校のイメージとして、資料を御覧いただければと思います。(パネルを示す)この構想では、不確実な時代を自立して生きる力の育成だったり、社会を支える人材の育成、多様なニーズに応じた教育の機会の確保というよ

うなことで、いろんなステークホルダーに協力、連携してもらいながら教育を進めていくというふうなことが提示されております。

そこでお伺いいたします。三重県におきまして、N-E. X. T. ハイスクール構想をどのように実現し、三重県版としてどのような新しい学校像を目指していくのか、教育長の見解を伺います。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、N-E. X. T. ハイスクール構想について答弁させていただきます。

高等学校教育改革促進事業は、2040年の労働力需給ギャップの拡大や産業構造の変化を見据えた上で、我が国の未来を左右する重要課題として高等学校教育改革を位置づけ、1都道府県当たり最大60億円という前例のない規模の財政支援の下、その実現を強力に推進しようとするものです。

この事業には教育改革を推進するため、三つの重点分野が設定されていて、それぞれの分野で先導的な役割を担う高校を改革先導拠点校として指定し、重点的に支援していきます。拠点校は、各都道府県が原則として重点分野ごとに1校を選定の上、国に申請することになっています。

この三つの重点分野について説明いたします。

一つ目の重点分野は、専門高校の機能強化・高度化を支援するものです。産業界のニーズに対応した教育内容の更新や最新の設備・施設の導入により、デジタル技術等を活用し、地域産業や社会基盤を支える専門人材、これはアドバンスト・エッセンシャルワーカーと呼んでいますけれども、この育成を目指しているものです。

それから、二つ目の重点分野ですけれども、理数系人材の育成への注力を支援するものです。大学進学者が多い普通科高校などを対象に、ICTを活用した高度な学習環境を整備することにより、文理融合型の授業や探究学習を推進し、情報活用能力等の理数分野の素養を身につけた人材の育成を目指します。

三つ目の重点分野は、地域や生徒の実情、ニーズに応じた多様な教育機会

の確保を支援するものです。学校間の連携や遠隔授業システムの活用を進める高校などが対象となり、学校規模や地理的条件に左右されない教育機会の確保を目指します。

なお、各拠点校における事業構築に当たっては、大学、産業界、そして県庁各部局と十分に連携して進めることとされています。

現在、5月中旬の申請に向けまして、改革先導拠点となる高校の選定と具体的な事業内容の検討を進めています。

事業採択を受けることができれば、令和10年度までの3年間、拠点校において先進的な取組を推進し、その後は、その成果の県内他校への共有・普及を目指すこととなります。

全ての県立高校がそれぞれの強みで輝き、教育活動を通して、未来を担う人材を育ていけるよう、県教育委員会を挙げて改革を力強く推進してまいります。

〔6番 市川岳人議員登壇〕

○6番（市川岳人） 御説明、御答弁ありがとうございます。

いろんな機能について強化していくというような部分、（パネルを示す）まず、一つ目が専門高校の高度化、企業型の連携教育を推進していくというふうなこと、（パネルを示す）そして文理探究型ということで、より普通科の特色というか、今も学際探究とかという話をしているところもありますけれども、そういった部分を強化していくこと、（パネルを示す）そして3点目として、質の高い学びの確保を進めていくというようなこと。

3校を国へ申請していく、そして5月中旬というようなことの確認もさせていただきまし、3年間の取組の後に、これをほかの高校教育にも普及していくのが大事だということも確認させていただきました。

やはり本構想の中核として、先導的な学びを構築するという意味での改革先導拠点校、こういうキーワードで3校の指定が想定されておりますけれども、こういった部分、三つの分野を説明していただきましたけれども、やはり地域バランスだったり、通学ができることも必要だと思っております。特

定地域に偏ることなく、地理的・交通的な均衡を図っていくべきだというふう  
うに考えておりますけれども、教育長、こちらについての御見解をよろしく  
お願いします。

○**教育長（福永和伸）** まず、3校と申し上げましたけれども、原則3校で  
して、一つ目の類型は複数でもよいと聞いていますので、今のところ4校を検  
討しているところです。

4校しかないというふうに分かっていたいただきたいんですけども、拠点校  
の選定については、いろんな制約条件があります。一つは、巨額の予算規模  
の事業を3年以内に使い切る必要がある、完了する必要がありますので、そ  
の選択肢というのは非常に限られてくると思っています。

それから、申請までの期間が非常に短いですので、募集するということは  
せずに、教育委員会事務局が総合調整機能を發揮しまして、事業趣旨に最も  
見合った高校を拠点校として選定し、事業構築していくことが適当と判断し  
ています。

三つの分野に求められる選定要件をよく検討しまして、地域バランスにも  
できるだけ留意しながら選定作業を進め、具体的な事業内容を構築してまい  
ります。

なお、一つ付言しておきたいんですけども、文部科学省は今回の拠点校  
の取組状況を踏まえて、令和9年度予算の編成過程で、高等学校教育改革交  
付金（仮称）等の新たな財政支援の仕組みを構築し、高校を広く応援してい  
くというふうにしています。ですので、今回の3校限りで支援が終わるの  
ではなく、今後の広がりにも期待が持てますので、今申し上げた地域バランス  
についても、もっと柔軟に考えても差し支えはないのではないかとと思っ  
ています。

○**知事（一見勝之）** 今、教育長が答弁したとおりで、基本は教育委員会で考  
えてもらう話ですが、三重県の子どもたちにとって非常に重要な話なので、  
執行部、支部局ともよく相談をするようにと文科省が指示を特別につけてき  
たということでございます。

地域バランスは重要だと思うんですけど、午前中の教育長の答弁にもありました、一番大事なのは、やっぱり子どもたちのためになるかどうかということだと思います。

加えて、文科省は令和9年度予算以降も考えるとのことですから、ほかの学校にも広がっていくということで、一番何が三重県の子どもたちにとって重要かを考えながら決めていくということだと思っております。

〔6番 市川岳人議員登壇〕

○6番（市川岳人） 御答弁ありがとうございます。

令和9年度以降の国の動向も踏まえた上での御見解ということで受け止めていただけて、次の質問に移らせていただきます。

地域産業の人材育成ということは本当に重要な課題であります。三重県内の今の既存の高校においても、桑名高校の衛生看護科・専攻科、四日市工業高校のものづくり創造専攻科のように、高校卒業後、さらに専門性を高めるような仕組みということを取り組んでいただいています。

看護であったり、介護、ものづくり、農業、建設など、今、地域に必要な分野の人材、こちらにつきましては専攻科の新設や拡大を検討することも必要だというふうに考えておりますが、教育長、御見解をお願いいたします。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） 今回の高校教育改革において、工業高校や農業高校などの専門高校の機能強化・高度化は重点分野の一つに位置づけられており、地域産業や社会基盤を支える能力の育成を目指すものとなっています。

先進的な取組の例としては、最先端の施設・設備の整備による学びの高度化や、産業界と深く連携したビジネス経験の必修化、原材料の生産から販売までを一貫して学ぶ実践的な授業、企業の専門家による継続的な講座の開設などが推奨されているところです。

本県の専門高校においても、今回の国事業を活用し、こうした先進的な取組を積極的に導入し、教育内容をさらに高度化、充実させていく必要があると考えています。

専攻科の新設も、将来的には有効な選択肢の一つと考えておりますが、そこに至るまでには、生徒側に果たして就学意欲があるのかということの把握、それから産業界側のニーズが本当にあるのかという確認、そして教員の確保も含めた中長期的な計画の検討が必要となります。

したがって、まずは先導的な役割を担う改革先導拠点校における取組に注力し、令和10年度までの3年間で着実な成果を上げられるよう、しっかりと準備を進めてまいります。

改革先導拠点校は、県内高校改革の牽引役です。その先進的な教育内容や産業界との連携で得たノウハウを他の専門高校や普通科高校にも広く展開してまいります。

〔6番 市川岳人議員登壇〕

○6番（市川岳人） 短期的には今回の取組を進めていく、中長期的には必要性も認識しつつ、ニーズの調査、把握等を検討の素材としていくというふうなことで、そういった部分についてはしっかりと検討を深めていただければと思います。

そして、次の質問に移ります。

N－E．X．T．ハイスクール構想をはじめ、全国どこにいても質の高い学びを保障するというようなことは大変重要であります。その実現のためには、例えば遠隔授業だったりもそうですけれども、ICTの基盤整備が不可欠です。

現在、県立高校でタブレット端末を使つての授業というものも取り組んでいただいておりますけれども、端末の購入費用につきましては保護者負担が大きく、家庭の経済状況による教育格差も懸念されます。機会均等の観点から、タブレット端末整備への県としての支援を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、タブレット端末の費用負担について答弁させていただきます。

県立高校では、令和4年度入学生から、学校と家庭での学習が切れ目なくつながる学びを推進するため、保護者の負担にて学習端末を購入いただき、活用しています。

I C Tを活用した教育の推進は、生徒一人ひとりの可能性を伸ばす上で極めて重要であり、学習端末の費用負担については、県としても重要な課題であると認識しています。

学習端末の購入に当たっては、県が業者を選定し、インターネットを通じて購入できる専用の販売方法、E Cサイトを整備することで、通常よりも安価に購入できるようにしています。また、経済的な理由で購入が難しい御家庭には端末を無償で貸し出す対応を行っているほか、御家庭にある端末や卒業生から譲り受けた端末の活用も認めるなど、個々の状況に応じて柔軟に対応しているところです。

学習端末は、今や授業や家庭学習に欠かせない文房具のような存在です。最近では、生成A Iを活用した英会話の練習や探究学習のレポート作成など、端末があることを前提とした、より高度で主体的な学びが広がっています。さらに、不登校や病気などで登校が難しい生徒には端末に授業を配信するなど、全ての生徒の学びの機会を保障する上でも不可欠なツールになっています。

この費用負担に関してですけれども、全国の動向を見ますと、公立高校の端末整備は保護者負担とする自治体が増加傾向にあり、公費負担としている自治体の中でも、今後、保護者負担への移行を検討している例が見られます。県教育委員会としましては、こうした状況も注視しつつ、引き続き保護者負担の軽減に努めてまいりたいと思っています。

なお、国が私立高校も含めた授業料無償化を推進していることを踏まえますと、生徒が家庭の経済状況に左右されることなく、質の高いI C T教育を受けられる環境を整えることは、本来、国の責務であると考えています。このため、今後とも国に対し、購入費用に係る公費負担制度の創設や、安定的な財政支援を行うよう、強く要望してまいります。

〔6番 市川岳人議員登壇〕

○6番（市川岳人） 国への要望の件、そして無償対応ということにつきましては、すみません、私の勉強不足でしたけれども、その辺りを理解されていない保護者の方だったりもたくさんいると思います。そういった周知の部分については、これからしっかりとまたやっていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

三重版の高校改革ということで、N-E. X. T. ハイスクール構想を皮切りに、高校の魅力化につきましては、これから鋭意進めていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、第2項の地域公共交通について伺います。

人口減少や高齢化が進む中、地域公共交通は単なる移動手段ではなくて、医療や買物、通学、そして通勤など、日常生活を支える社会基盤です。とりわけ中山間地域をはじめとした交通空白地域では、地域の存続につながるような大問題であります。

こうした状況の中、新しい交通モデルへの転換をしていく必要があるというふうに考えております。

そこで伺いいたします。令和8年度予算において、三重県では公共ライドシェアの実証事業が計上されております。公共ライドシェアは、既存の公共交通を補完して地域住民の移動手段を確保するための新たな仕組みとして期待されております。県としてどのように進めていくのか、伺います。

〔生川哲也地域連携・交通部長登壇〕

○地域連携・交通部長（生川哲也） 公共ライドシェアの取組についてお答えいたします。

人口が減少しつつある地域におきましては、学校や医療機関、スーパーマーケットなど、日常生活に不可欠な施設の減少により、遠方への移動を余儀なくされる状況が生じており、公共交通が果たす役割への期待は高まっております。その一方で、バスやタクシーに関しては路線の廃止や減便、事業者の撤退等によって、交通空白地域は拡大しており、運転士不足がその大き

な要因となっております。

これらの課題に対応するため、県では、公共ライドシェアの導入を積極的に推進しているところでございます。

公共ライドシェアの特徴は主に2点ございます。1点目は、交通空白地域等において、市町やNPO等が主体となって、自家用車により、有償で輸送サービスを提供する点です。2点目は、第二種運転免許を保有していない人でも、講習を受講することでドライバーになれる点です。

公共ライドシェアの導入状況でございますが、令和7年度は県内で四つの市町が新たに公共ライドシェアを導入し、現時点で導入している市町は13の市町となりました。

このように公共ライドシェアの導入等に取り組む中で、高齢者を中心に、ドア・ツー・ドアの輸送サービスを望む声が多く聞かれているところでございますが、ドア・ツー・ドア輸送を担ってきたタクシーは、地域によりましては営業所が近くにないため配車に時間がかかったり、コミュニティバスと比較して運賃が割高なため、利用することが難しいといった課題もございます。

県では、来年度、こうした課題に対応するため、タクシー事業者と連携した公共ライドシェアモデルの実証運行に、市町と共に取り組むこととしております。

具体的には、国が新たに導入した仕組みを活用しまして、タクシーの配車に時間がかかる場合などに公共ライドシェアの車両が配車される仕組みを構築いたします。その仕組みに、コミュニティバスのように気軽に利用できる料金設定を組み合わせた新たなモデルを検討しているところでございます。

公共ライドシェアは、地域の様々な交通課題を解決する鍵になると考えております。地域の実情に応じた公共ライドシェアの導入が進むよう、今後もしっかりと取り組んでまいります。

〔6番 市川岳人議員登壇〕

○6番（市川岳人） 御答弁ありがとうございます。

公共ライドシェアを13市町で進めていただいている部分と、既存の、特にタクシー事業者と共存できるような仕組みづくりということで進めていただくことは大いにやっていただければと思います。

やはり諸外国に行くと、本当にライドシェアの仕組みというものが、当たり前のように取組がもう進んでいるというか、日本はこんな状況なんだなって改めて、海外へ行ったときなんかは愕然としたりするわけですが、そういう部分を少しでも早く、やはり郊外に行けば行くほど、人口が少ないところに行けば行くほど、公共交通というものが手薄になる、空白になる。すなわち自家用車が多いということ、それをひっくり返すような仕組みがライドシェアだと思っておりますので、ここの部分については、いち早く実証事業というようなことですが、市町の取組を促せるような形で進めていただければと思います。

そしてもう一つ、次の質問ということで、お伺いをさせていただくんですが、AIデマンド交通の導入支援についてということで、（パネルを示す）こちらは、ちょうど同僚議員に後ほど質問もさせていただきますけれども、桑名市のAIデマンドを活用した新しい交通体系です。

知事も、かねてから、今までの既存の地域公共交通、定時定路線、大量輸送というものはやはり人口減少の時代においては限界があるというふうなこと、そういった所見を、触れていただいておりますけれども、私もそのように思っておりますし、今回の御提案いただいているライドシェアと同じく、AIデマンド交通というものをどんどん進めていくべきだと考えておまして、かねてから質問もさせていただいております。

AIデマンド交通は、従来のバスのような固定ルートや時刻表に縛られずに、予約に応じてAIが最適な運行ルートを生成するというふうなもので、車両や人員の効率的な運行を可能としているものです。今御覧いただいている桑名市ののり一と桑名、こちらも数年前から導入していただいて、今、進めていただいている部分です。

このような取組は、高齢の方の通院だったり、買物支援、そして地域経済

の維持、社会問題の解決にとっては非常に大切なものであるというふうに考えております。

しかしながら、人口が少なくなっている時代です。自治体の規模が小さいほど、こういったものを導入していくときに、運行設計だったり、専門的な知見はもちろんですけれども財源も必要です。三重県が新しい取組をしようとしている部分は、小規模な自治体を支えるような、そんな仕組みが必要だというふうに思っておりますけれども、そういった市町を後押しできるような仕組み、支援についてはどのようにお考えでしょうか。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 地域交通はこれからますます重要になってくるというふうに思います。

議員御指摘のように、デマンド交通というのは要望がないところには行かなくていいので、今までどおりのルートを走っているような、従来の交通とは違って、多分CO<sub>2</sub>の排出量にしても、それから効率性にしても優れているというところはございます。

ただ、どの地域でどういう交通がいいかというのはなかなか分かりにくいところでありまして、したがって、各自自治体で今、例えば学校が統合する、それから病院が統合していくときに、患者とか生徒は、家での学習とか、あるいは遠隔地の医療もあるかもしれませんが、基本はやっぱりその場所へ行かなきゃいけないので、交通がますます重要になってきて、そこに最適な交通をどう提供していくのか、これは大事なことだと思います。

先ほど議員がおっしゃった、例えば外国に行くと、例えばUberなんかのライドシェアがございます。これは実はいいことばかりではなくて、裏側にギグワーカーと言われる、日本でいうとアンダークラスというような人たちが生み出されているということも考えながらやっていかなきゃいけない。

日本は、日本版ライドシェアということで、これは伊勢市や志摩市もやり始めましたけれども、こういうことをやっていますのと、ライドシェアの会社は大都会でしかやらないんですよ。そこでの便益を自分たちが供与する、

地方は、そういうものはペイしないのでやらない。じゃ、地方はどうするのかということ、しっかりと我々は各自治体と相談しながら進めていく必要があると思っています。

したがって、令和5年度から、県では補助制度をつくって各自治体を応援している。桑名市のA I交通もそうであります。

もう一つ考えておかなきゃいけないのは、午前中の答弁でも申し上げましたけど、2019年の池袋暴走事故で亡くなられた方がおいでになられる。もし公共交通があれば、80歳を超えたお年寄りが自分の操作ミスで若い人たちを殺すことはなかったんじゃないかというふうにおっしゃっておられる犯罪被害者の御家族の松永さんの言葉というのを忘れちゃいけない。こういった点でも公共交通をしっかりと対応して、我々としては、整備していく自治体とお話をしながら進めていきたいと、斯様に考えているところでございます。

〔6番 市川岳人議員登壇〕

○6番（市川岳人） 知事から御答弁をいただきました。

本当に、導入部分でいろんな公共ライドシェアの部分について、特に一般的な広義のライドシェアの弊害についても触れていただきましたし、日本版、そして三重県が進めようとしているものは、そういった部分をクリアできるものだというふうに理解をさせていただきます。

もう一つ、私は、技術革新、新しい技術を使っていくというのももちろん必要だと思いますが、もう一つ違う視点を考えていく必要があるかなというふうに思っております。

どうしても今までの公共交通の取組、特にバスだったりというようなものにつきましては、地域の中、自治体の中でしか考えにくかった。特に民間が走っていないところだとそういうふうになるんですけども、そういう意味で市町の境界線、または都道府県の境界を越えるような広域の交通連携が必要だと思いますけれども、この部分についての県のお考えがあればよろしく願います。

○地域連携・交通部長（生川哲也） 市や町の境界を越えた移動サービスの提

供につきましては、我々としまでも様々なケースについて把握しております。

具体的には、県内でも多気町と明和町がそれぞれデマンド交通を乗り継ぎ可能にいただいたり、桑名市のデマンド交通が朝日町のスーパーマーケットに乗り入れたりといった形で、現状は市町の間で調整をいただいております。県内でもそうした事例が少しずつ広がっておりますので、もしそういった形での御希望がございましたら、事情、状況、様々なケースで、どんな形で導入いただくのがいいのかというのは提供できると思っております。

さらに、もう少し広げた広域的な運行という点につきましては、国のほうでも昨年末に、交通空白の解消に向けた取りまとめの中で複数の市町村による共同実施といった概念も打ち出しておりまして、まだまだ我々も勉強しているところでございますが、国内ではそういった事例も始まっておりますので、そういった事例も勉強しながら、県内に様々な事例として提供できるようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔6番 市川岳人議員登壇〕

○6番（市川岳人） 新しい交通体系の広域的な連携というような部分、県として市町に共有して、展開していくというふうな話と、既存の広域的な考え方、その部分について御答弁いただきました。

やはり市境、市町の境があるはあるけれども、実は生活圏、通勤等々が、それをまたいでいるというような事例はたくさんありますので、こういった部分についてしっかり対応できるような三重県型の、これは技術だけでなくて広域的な視点も含めた次世代の交通モデルの構築を強く求めて、次の質問に移らせていただきます。

第3項、観光振興についてお伺いいたします。

観光は、交流人口の拡大を通じて地域経済を活性化させるために非常に重要です。三重県は、伊勢神宮をはじめとする優れた観光資源を有する一方で、

インバウンドの認知度は非常に厳しい状況であるというふうに説明を受けました。全国で最下位だということで、これはある意味、今がそういう状況です。ので、伸び代が、もうてっぺんを目指す、そんなことを期待して質問させていただきたいというふうに思います。

インバウンド誘客の促進については、特に認知度の向上、先ほども取り上げましたけれども、の取組が必要と考えています。認知度の向上についての当局の考えを、よろしく願いいたします。

〔塩野 進観光部長登壇〕

**○観光部長（塩野 進）** インバウンド誘客の促進に向けた認知度向上の取組についてお答えを申し上げます。

県では現在、データに基づきまして有識者の御意見もお聴きしながら、みえインバウンド誘客計画の策定を進めておりますが、その中でも、海外における本県の認知度が低いということが課題の一つであると認識しております。

今年度、本県の認知度向上に向けましては、新たにタイの著名なインフルエンサーであるオーパルさんという女性の方を Mie Inbound Ambassador に委嘱いたしました。昨年10月には伊賀流忍者博物館や伊賀流忍者体験施設、万川集海、また、レトロなカフェなどを実際に訪問していただきまして、御自身のSNSを通じて動画等で情報発信も行っていました。その結果、動画の再生回数が100万回に迫るとともに、その後ですが、昨年11月のタイからの三重県への延べ宿泊者数が前年同月比で2.5倍に増加するなど、少しずつではありますが、成果が現れつつあるものと考えております。

引き続き、インフルエンサーの発信力を活用したプロモーションを展開していきたいと考えております。

また、さらなる認知度向上に向けて取組を推進するに当たり心がけるべきポイントについて、みえインバウンド誘客計画検討有識者会議でも幾つか御助言をいただいているところです。

まず、どの空港で入国し、どのようなルートで来訪いただくのかということも併せてプロモーションをすることが重要との御指摘がありまして、令和

8年度につきましては、観光地とアクセス情報をセットにしたプロモーションを展開していきたいというふうに考えております。

また、国や地域などによってそれぞれ嗜好が異なるとの御意見もありますため、市場ごとに気に入っていただける観光コンテンツというものをそれぞれ検討しながら戦略的に取組を進めていくことが重要と考えています。

これまでの取組によりまして、令和6年には全国最下位であった外国人延べ宿泊者数のコロナ禍前からの回復率にも、令和7年は回復の兆しが見られているところです。

この回復傾向を確実なものとするために、策定中の計画において、認知度向上に向けたプロモーションの強化を取組の柱の一つとして位置づけるとともに、データに基づいて重点的に取り組む市場の絞り込みを行い、戦略的に取組を進めていきたいと考えております。

〔6番 市川岳人議員登壇〕

○6番（市川岳人） 御答弁いただきました。

マーケティング、データ、エビデンスに基づいて進めていくというふうなことです。これからジャンプアップできるような形の取組、認知度アップをお願いできればと思います。

そして、（パネルを示す）こちらは、昨年、一見知事も、そして観光部長もいらっしゃいました、伊賀市の上野天神祭のだんじり行事でございます。こういった地域の誇りとも言える祭りや伝統行事、そしてもう一つ、（パネルを示す）これは同じく伊賀市の山畑地区の勝手神社の神事踊となっております。上野天神祭と同じく、昨年のお阪・関西万博の「～三重のおまつり大集合！～MIEフェスティバル in EXPO」に参加をさせていただいた二つの祭りになっております。

そして、もう一つが、（パネルを示す）こちらはちょっと分かりにくいですが、実は私の地元、島ヶ原地域の観菩提寺正月堂、奈良の東大寺のお水取りに先立って行われる修正会という行事でございます。

こういった歴史ある伝統行事が各地域、伊賀市に限らず三重県内で大切に

継承されております。これは単なる地域行事だけではなくて、三重県の精神文化そのものであります。国内外の観光客にとっては、日本の本質的な文化を体験できる貴重な機会であります。

インバウンドは、名所巡りだけではなくて地域文化を体験する本物志向を求める方が増えております。祭りや伝統行事は、まさに体験型観光の中核コンテンツになり得るというふうに思っております。

そして世界的に高い認知度の、もう一つ大切な、これは伊賀市の忍者ですが、（パネルを示す）先ほど部長のほうからも万川集海に触れていただきましたが、昨年伊賀市では忍者の体験施設の万川集海がオープンして、今、取組を進めているところでございます。

文化、伝統、歴史は、忍者も含めてですが、三重県の重要な観光資源であります。国内外に向けて積極的に発信していくべきと考えます。伝統、文化、歴史を活用した観光に向けた知事の考え方を伺います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 去年、議員御指摘の上野天神祭へ行かせていただきました。非常に歴史を感じさせる、外国の人だけではなく、日本人が見てもこれはなかなか立派なお祭りだなと思えました。議員も観客としてではなくて、もも引きも着けられて、祭りに参加されておられましたので、やっぱり地元の方々はその祭りをいかに大事にされているかというのも、そういったところから伝わってまいりました。

三重県は、伊賀だけではなくて各地にいろんな祭りがあります。歴史が非常に深い、長い歴史を有する県でもあります。また、午前中の質問にもありましたけど、自然はとても素晴らしいところでありまして、自然で癒やされる人も多いと思っております。

三重県の観光資源の特色は何か一言で言い尽くせないんですけど、三つの言葉で表せるのと違うかなと、最近ちょっと観光部の人たちと議論してまして、一つは歴史、そして癒やし、そしておもてなし。

歴史というのは長い文化です。そして癒やしというのは自然だとか、さら

には三重県の人々の優しい心根、そこで癒やされる人が多いんじゃないかなという意味であります。そして、おもてなしというのは食とか宿とか、この言葉で言えるのと違うかなという話をしているところではありますが、この三重県の魅力をどんどん売っていく必要がある、こんなにいいところはない。

47位からどうジャンプアップしていくかって、先ほど塩野部長は奥ゆかしいのであまり言いませんでしたけど、令和7年の1月から11月、これは12月がまだ欠けているんですけど、11か月間の数字でいいますと、40位まで上がってきたということです、まだまだ上がる余地はあると思っています。もちろん下がることもあるかもしれません。この間も本会議で申し上げました、観光って力を抜くとあつという間に下がってくるということなので、抜くとまずいというのはあると思います。

その中でも幾つかのキラーコンテンツがあります。伊勢神宮はそのとおりですが、これ、実は外国にあまり知られていない。日本に8万社ある社の中のナンバーワンだと言うと、行きたいということなんですけど、伊勢神宮という名前は聞いたことがないという人が多いです。

もう一つのキラーコンテンツは、議員御指摘のように忍者だと思えます。これは聞いたことがない人はいないんですね。古くは「ティーンエイジ・ミュータント・ニンジャ・タートルズ」とか、あるいはショー・コスギが映画でやったというのもあると思います。最近では「NARUTO」ということを言う人が多いです。我々にとっては「仮面の忍者 赤影」とか実写版「忍者ハットリくん」、これは香取慎吾ではない実写版ですが、というのがあります、忍者は子どもたちをわくわくさせるものであります。

私も海外訪問をしたときに、ブラジルでも、フランスでも、タイでも、そして今度台湾でもやる予定です、2月28日は、美し国みえプレミアムフェスタを東京ミッドタウンでやりましたが、そのときも伊賀忍者特殊集団阿修羅に来てもらって、すごく興味を引いたところでもあります。

ただ、忍者のルーツがどこかというのを知らない三重県の人が多いです。伊賀忍者は有名ですよねということです。確かにあの地域は、実は甲賀も含め

て同じ地域だったんですけど、伊賀ほど広範囲に忍者地域があった、忍者が住んでいたところはないんですが、加えて、起源は、670年ぐらいに、藤原千方という藤原の一族ですが、彼が、青山と言われていますけど、青山の4人の鬼を使って朝廷に反乱を起こした。このことがあまり言われていない。忍者のルーツは三重県なんだということを観光部もあんまり言っていないので、これを言っていたほうがいいよねという話をしています、これからはそういうことも加えながら、滞在型周遊観光の一つのキラーコンテンツとして忍者をさらに使っていきたいと思っております。

〔6番 市川岳人議員登壇〕

○6番（市川岳人） 知事から御答弁をいただきました。

（パネルを示す）この2月22日には、忍者の日ということで、東京のほうで三重県に忍者の取組というようなことをしていただきました。本当にありがたい取組で、継続的にできればなとも思わせていただきますし、先ほど知事の口から藤原千方、千方伝説を、実はこれ、三重県内の方ももちろんなんですけれども、伊賀の中の方でも御存じない方が結構いらっしゃりますので、そういう本当のルーツとか、本物というふうな部分において、そういう知識だったりは大切なことです、そういう部分について三重県も触れていただけながら進めていただければ大変ありがたいと思います。

そして「仮面の忍者 赤影」というのも言及がありましたけれども、私は「忍者ハットリくん」とか「NARUTO」の世代ですが、忍者というのは、そういう漫画もアニメももちろんですけども、実はエンターテインメントの要素が非常に強いです。そういう意味では、文化摩擦の起きにくいコンテンツだからこそ、世界的に人気というか、普及されているコンテンツだというふうに思います。

このエンタメ文化、そして忍者の精神性というような部分を組み合わせた観光設計について、何か御所見があればよろしくお願いします。

○観光部長（塩野 進） 議員御指摘のとおりだと思います。忍者につきましては、まず、海外の方からもエンターテインメントのコンテンツとして非常

に認識をされているかと思えます。

また、先ほど議員御指摘のとおり、それをどのように日本の歴史に対する理解につなげていくかという意味で非常に重要な接点、入り口になるものだというふうに考えております。

重要なことは、単に忍者として売るということではなくて、三重県の歴史も、そういう発祥のストーリーなども含めてプロモーションをしていくということだと思っておりますので、今後行う海外での観光セミナーなどでも、そういったことも含めて、しっかり我々としても伝えていきたいというふうに考えております。

〔6番 市川岳人議員登壇〕

○6番（市川岳人） どうぞよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

道の駅の活用についてお伺いします。

（パネルを示す）三重県には18の道の駅があるそうです。観光拠点としても重要な役割を担っております。単なる休憩施設ではなくて、地域の物産の販売、観光の発信、経済の基盤拠点、そういった地域振興の大きな要になるのが今の道の駅だというふうに思っております。

全国でも、人気のある道の駅については入込客が300万人近くになるというふうなことで、私の住まう三重県の隣の、京都府の南山城村の道の駅も物すごいにぎわいを生んでいるような状況です。

三重県にある道の駅、そしてこの、今投影させていただいているのが伊賀市にある道の駅あやま、そしてもう一つ、道の駅いがというものもあるんですけども、名阪国道に隣接あるいは近接して、関西圏と東海圏を結ぶ非常に重要な立地にあります。しかしながら、施設の老朽化であったり、売場の弱い部分がまだまだある。そもそもの設計自体も初期の道の駅的设计ということで、今のニーズに合っていないかったり、ポテンシャルはあるんですけども十分に活用できていない、そんな側面もあります。

道の駅を、単なる立ち寄りじゃなくて、地域を稼がせる拠点、そういった

ものにこれから転換していく必要がありますけれども、道の駅に、これは直接の所管は市町になりますけれども、県ができる支援が何かあるか、お問い合わせをさせていただきます。

〔塩野 進観光部長登壇〕

○観光部長（塩野 進） 道の駅に対する支援についてお答えを申し上げます。

道の駅ですけれども、観光施設としても非常に重要だと考えておりまして、私も車で県内の観光地に行く際に、トイレですとか休憩もしつつ、こういったものを売っているのかなどのぞくのも非常に楽しみにさせていただいているところです。

県では、インバウンドや障がいのある方、高齢者、親子連れをはじめ、誰もが安心・安全かつ快適に滞在していただけるよう、令和7年度からインバウンド誘客等ユニバーサルツーリズム補助金というものを創設しまして、宿泊施設や観光施設の高付加価値化や高機能化、インバウンド対応、バリアフリー・ストレスフリー対応などの受入れ環境の整備を支援しているところです。

道の駅につきましては、運営主体が民間事業者であることや、国、市町等が行うその他の補助金と重複しないことなどの要件はあるものの、本補助金の対象である観光施設に含まれるものとしております。

実際に、令和7年度は道の駅で使われなくなった女性用の和式トイレを赤ちゃん用の休憩室、授乳室に改装するための支援などもさせていただいております。

令和8年度も、引き続き多くの観光施設等の受入れ環境の充実が図られるよう、支援をしてまいりたいと考えております。

〔藤井和久県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（藤井和久） 道の駅の活用及び支援についてお尋ねがありました。

道の駅は、議員御案内のとおり道路利用者のための休憩機能と情報発信機能のみならず、施設を通じた地域連携機能を備えるとともに、最近では道の

駅自体が目的地となるなど、地域の創意工夫により個性豊かなにぎわいの場を創出する、観光振興にとっても重要な施設と認識しているところでございます。

道路管理者としましては、道の駅に関する情報交換や相互の連携を図る目的で、市町等で構成されております一般社団法人全国道の駅連絡会というものを通じて、設置者である市町などと相互に情報共有や連絡調整を行っているところでございます。

また、道の駅に関する国の支援制度につきましても、道路管理者である国土交通省だけではなく、内閣府、総務省、農林水産省などの省庁が所管するものがあり、非常に多岐にわたる支援メニューが用意されております。

県土整備部といたしましては、道の駅のリニューアルなどの具体的な相談をいただけましたら、支援制度の紹介を行うとともに、一般的に道の駅の新設、リニューアルにつきましては、国土交通省の国道事務所のほうに相談窓口が設置されておりますので、そちらの担当者を紹介するなど、必要な支援を丁寧に行ってまいりたいと考えております。

〔6番 市川岳人議員登壇〕

○6番（市川岳人） 国土交通省から御出身の両部長に御答弁いただいたということで、私も調べて、県とやり取りをさせていただいてもいろんな所管があるというふうなことも聞かせていただきました。国の支援メニューを見ても、多岐にわたっていますので、そういった部分の相談調整については、十分お願いしたいと思います。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

生活環境及び自然環境の保全についてということでお伺いをいたします。

令和8年度の施策においても、脱炭素社会に向けてということで、再生可能エネルギーの導入促進というような部分であったりを記載していただいております。

地球温暖化防止というような観点からも重要な取組であります大規模太陽光発電施設は、いろんなところで不安の声が上がったりしておりますけれど

も、現在、県においては事業のガイドラインの改定が予定されていると聞いております。

これまで指摘されてきた課題、情報共有の不足だったり、住民への説明の在り方だったり、地域の理解、調和というふうな部分、そういった部分について、どのように確保していくのか、どのようにこれから取り組んでいくのか、見解を伺います。

〔松下功一雇用経済部長登壇〕

**○雇用経済部長（松下功一）** 太陽光発電のガイドラインの見直しの点についてお尋ねいただきました。

県では、こうした様々な課題を踏まえまして、令和8年4月1日のガイドラインの改定を目指して、最後の詰めを行っているところでございます。

今回の改定のポイントとして三つあります。一つは、対象施設の範囲の拡大、FITでないものを入れたりとか、そういったことであります。それと、地域住民とのコミュニケーションの徹底、これが二つ目です。三つ目として、事業者が講ずべき措置の明確化、こうしたことを図っております。

そのうち、特に議員のほうからお話がありました住民の理解ということですが、対象施設を設置する事業者に、計画の早い段階から地域住民への説明を求めることといたします。特に、県民から多くの不安の声が寄せられました反射光でありますとか、雑草の繁茂などへの予防措置については、ガイドライン上で具体的な対策例を示すとともに、地域住民に対して丁寧な説明を行うよう徹底することといたします。

今後は、改定内容につきまして、事業者にしっかりと周知するとともに、ガイドラインに基づく行政指導を市町と連携しまして、適宜適切に行ってまいりたいと考えております。

〔6番 市川岳人議員登壇〕

**○6番（市川岳人）** お伺いをさせていただきました。

同じような観点から、産業廃棄物の処理施設について、環境への影響という部分、環境保全の観点から、県としてどのように対応していくのか、環境

共生局長の見解を伺います。

〔佐藤弘之環境生活部環境共生局長登壇〕

○環境生活部環境共生局長（佐藤弘之） 私のほうから産業廃棄物処理施設の対応についてお答えします。

産業廃棄物処理施設を設置するに当たっては、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例と廃棄物の処理及び清掃に関する法律の手続を行う必要があります。

県の産廃条例の主な手続ですけれども、事業者が地域住民への説明会を開催して、十分に理解を得た上で、住民意見を事業計画に反映するという合意形成を図るものとなっております。

県としては、その内容をしっかりと確認して、必要な指導、助言を行っております。

次に、廃棄物処理法ですけれども、事業者の知識や技能といった能力のほか、施設の設置でありますとか、維持管理に関して国がかなり厳しい基準を定めておりますので、その適合性に加えて、周辺地域の生活環境の保全に適正な配慮がなされているか、県において厳正に審査をしております。

引き続き、周辺地域の生活環境の保全が図られるよう、県の産廃条例と廃棄物処理法の運用を厳格に進めてまいります。

〔6番 市川岳人議員登壇〕

○6番（市川岳人） 県民の安心・安全な暮らしについては、しっかりと基盤づくりをしていく必要があるというふうに思います。

いろんな事業を進めていくことももちろんですし、環境保全、こちらを両立できるような観点からの取組をお願いしたいというふうに思います。

る質問をさせていただきました。

私には娘が2人おりまして、本日は3月3日、今日は桃の節句、ひな祭りということでピンクのネクタイをさせていただきます。

そして、今年が三重県誕生150周年、実は私の卒業した島ヶ原小学校も創立150周年、そして今日の3月3日が150周年の日ということで、今日も行事

が行われているわけで、私もちょっとそちらに行きたかったなという部分もあるんですけども、そういった気持ちをこちらのほうに向けて質問をさせていただきます。

新人議員として、まだまだ学んでいくことはたくさんありますけれども、現場の声を大切にして、子どもたちの未来や地域の未来のために挑戦していきますので、どうぞお願いいたします。

本日はありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○副議長（森野真治） 暫時休憩いたします。

午後 2 時10分休憩

---

午後 2 時20分開議

## 開 議

○副議長（森野真治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○副議長（森野真治） 県政に対する質問を継続いたします。1 番 市野修平議員。

〔1 番 市野修平議員登壇・拍手〕

○1 番（市野修平） 皆さん、こんにちは。新政みえ、桑名市・桑名郡選挙区選出の市野修平です。御登壇の機会をいただき、ありがとうございます。昨年9月の初当選以来、初めて登壇させていただきます。よろしく申し上げます。

質問に入ります前に一言申し上げます。

私をこの場に導いてくださったのは、県民、有権者、支援者の皆様、そして、亡くなった三谷議員でありました。当時、三谷さんがお亡くなりになる

とは思ってもよらなかったんですけども、三谷さんとは一緒に仕事をさせていただきたくったですし、もっと近くで学ばせていただきたくったんですが、三谷さんの存在感というのは、私自身が県議会の仲間に入れていただいて初めて分かった気がいたします。経験も遠く及びませんが、三谷さんが貫かれた議会人としての矜持を持って、県民のために働くことをお誓い申し上げます。今、テレビ放映もされているということですけども、どこかで見守ってくれていたらええなというふうに思っております。

また、さきの一般質問で、私の大切な同期である曾我議員が夢を語れというふうにおっしゃられましたけれども、改めまして私の質問の通告を見ますと、夢はないんですけども、しっかりと地に足をつけた提案をさせていただきたい、そんなふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

大項目の1、子ども・若者支援について、中項目の1、子ども・若者の居場所の充実について。

さきの一般質問で私どもの川口議員からも御紹介がありました、警察庁の自殺統計によりますと、令和7年の暫定値が出まして、1万9097人でありました。経年で見ますと減少傾向にありますけれども、そのうち、小中高生は532人となっております、前年よりも3人増加することになりました。とりわけ中高生の自殺が増加傾向にありまして、将来ある子ども・若者が思い悩んで、自分で命を絶つ、大変ゆゆしき事態だというふうに認識いたしております。子ども・若者が自分らしく、安心して心穏やかにいられる居場所が今、まさに求められていると思っております。

三重県についても、三重県子ども条例を全面改正して、その推進計画であります県のこども計画、ありのままみえこプランでは、多様な居場所を重点的な施策に位置づけ、取組を進めてきたというふうに思います。今回は、特に中高生、若者に焦点を当てさせていただきたいと思っておりますけれども、最初に県の取組をお伺いしたいと思っております。

〔竹内康雄子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（竹内康雄） それでは、中高生世代を対象とした居場所づくりということでお答えをさせていただきます。

子どもが自分らしく健やかに成長していく上で、安心して過ごせる居場所が大切というふうに考えております。今、御紹介いただきましたように、ありのままみえっこプランにおいても、重点的な取組として居場所づくりを位置づけております。

県内における子どもの居場所の数は、令和3年度の118か所から、現在把握しておりますのは298か所ということで、地域の実情やニーズに応じた多様な居場所が増えてきているというふうに認識しております。

その一方で、御質問いただきましたように、中高生世代は、将来の不安や心、体の成長に伴う悩みなど、複雑な思いを抱えることが多いということで、中高生世代が気軽に利用したり、ほっとできる居場所がもっと必要であるというような声をお聞きしているところでございます。

そのため、昨年11月に研修会を開催しまして、10年以上にわたって若者の支援に携わってきた講師の方の経験を伺いました。中高生世代は、大人が支援の構えを見せると、かえって離れていく、ほっとしたり、気軽な会話を通じて大人との信頼関係が構築できる居場所が必要といったことを改めて確認させていただいたところです。

こうした状況を踏まえまして、子ども・若者が利用できる居場所づくりにつながるよう、令和8年度は、中高生世代と接する居場所スタッフの人材育成に向けて、コミュニケーションの取り方やSOSサインを見逃さないことなどを学ぶ研修会を開催することとしております。

また、地域の実情や子どものニーズに応じた多様な取組が広がっていくよう、居場所づくりに取り組む団体の運営を支援する補助制度を今、やっておりますけれども、その補助制度を見直しまして、予算の拡充も予定をしているところでございます。

加えて、モデル事業として、キッチンカーを利用した、中高生世代が立ち寄りやすい場所に行くアウトリーチ型の居場所づくりにも取り組むこととし

ておりまして、そこでの中高生世代の声も踏まえまして、今後の支援に活用したいと考えております。

子どもの居場所は、地域の実情や子どものニーズが多様化する中で、求められる役割は大きくなってきているというふうに考えております。県としましては、中高生世代をはじめ、様々な年代の多様な居場所が県内に広がるよう、引き続き支援を行ってまいります。

〔1番 市野修平議員登壇〕

○1番（市野修平） ありがとうございます。居場所が、県も支援して298か所に増えているということ、また、中高生の居場所が必要だという課題の認識はきちんとできているかなというふうに思います。また、当初予算でも提案されているキッチンカーを用いた移動式の居場所事業なども御紹介いただきました。

さきの議案質疑では、私どもの芳野議員も指摘されておりましたけれども、大切なのは、居場所をつくるということだけではなくて、やっぱり困難を抱える子どもが早期に発見され、適切な支援につながるということかと思っております。

県もこれまで、地域若者サポートステーションですとか、ひきこもり地域支援センターを整備されてきたというふうに思います。このような相談窓口が機能するのは、やはり子ども・若者が安心して居られる場所に基盤があってこそだというふうに私は思っております。最初は、困難に陥っても、そういう相談窓口があるということは、なかなか分かりません。そこにあることが分かったとしても、そこに誰がいるのか分からない、どんな場所か、どんな空間か分からないところに向かうというのは、非常にハードルの高いものです。そのことから、さらなる居場所の充実に向け、効果的と考えられる方策を二つ御提案させていただきます。

映写資料を御覧ください。（パネルを示す）一つ目が校内居場所カフェであります。これは、四日市にあります県立北星高校で実施をされている校内居場所カフェの様子です。支援団体の方から写真をお借りいたしました。

NPO法人の太陽の家が学校と連携して、ボランティアで運営をしてもらっています。このように空き教室を利用しまして、ゲームをしたり、お茶を飲んだり、演奏をしたり、絵を描いたり、談笑したり、それぞれが思い思いに過ごされています。ただ子どもたちで遊んで、話を聞くだけではなくて、スタッフの中にはきちんとキーマンがいて、全体を見渡して、その空間づくり、雰囲気づくりに配慮をするとともに、子どもたちと関わる中で得られたサインに対して適切に対応しています。私もお邪魔をさせていただくことがあるんですけども、本当に子どもたちはいい顔をしておりまして、この校内居場所カフェの最大の利点というのは、学校という子どもたちがもともといる場所に支援団体が出向くことによって、非常に効率的にアウトリーチができることです。また、学校という場所を使うことによって、子どもたちには安心感があります。

二つ目がユースセンターです。先ほどの校内居場所カフェが校内の中にある中高生の居場所だとすれば、ユースセンターは、校外にある子どもたちの居場所といえます。基本的な機能は校内居場所カフェと似ていますが、公共施設、民間施設を使って、校内居場所カフェの頻度は大体月に1回、2回程度ですが、ユースセンターにおいては週2回から5回程度開催されていて、子どもたちが比較的高い頻度で通えるというのが一つの特徴であります。また、学習室とか、音楽スタジオとか、ダンススタジオとか、調理室とか、子どもたちがクリエイティブな創作活動ができるようなところがあるのも特徴であります。

このような校内居場所カフェとかユースセンターは、神奈川県や長野県で既に予算化をされております。三重県においてもぜひ設置していただきたいというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

そこで、小項目1、校内居場所カフェの設置について、小項目の2、ユースセンターの設置について、お考えをお伺いしたいと思います。

○子ども・福祉部長（竹内康雄） 今、御紹介いただきましたような様々な形の居場所が県内に広がっていくように、県としまして、しっかり取り組んで

いきたいというふうを考えております。

令和8年度は、地域のニーズを踏まえたNPOによる様々な居場所づくりを支援できるよう、先ほども御答弁させていただきましたが、補助制度を見直しまして、子ども食堂や学習支援活動など、これまでの補助メニューに加えまして、例えばですけれども、中高生などの年代や地域特性に応じた取組、それから、御質問にありましたような専門家による相談等も補助対象となるように検討しておるところでございます。

また、この補助制度が居場所を運営する団体等に活用されるよう、制度の周知と活用事例の紹介も交えた説明会の開催を予定しております。

今後も、子ども・若者の視点に立ったニーズに応じた多様な居場所が県内に広がるよう、支援に取り組んでまいりたいと考えております。

〔1番 市野修平議員登壇〕

○1番（市野修平） 補助制度を拡充して支援団体が使いやすいものにしていくということで、ありがとうございます。

先ほど部長からも御紹介いただきましたけれども、昨年11月に県の主催で中高生世代の居場所づくりセミナーというのが行われました。御登壇されたNPO法人パノラマの石井理事長の話は私も聞いたことがあります。石井理事長がおっしゃっていたことですごく納得をしたのが、やっぱり中高生世代と関わるに当たって、いきなり自分の本音なんて話してくれませんか、だから、信頼貯金と言われる関係性をきちんと紡いでおくことが必要ですよというようなお話を私はとてもよく覚えております。

先ほどのとおり、様々な、地域若者サポートステーションとか、ひきこもり地域支援センターというのは、あくまでその問題が顕在化したときに行くような相談窓口だというふうに思います。それはハイリスクアプローチとって、要支援者を、リスクを抱えた人たちを対象にするので、そういう人たちはなかなかそこに来ないというような課題があります。

対して、ユースセンターであったり校内居場所カフェというのは、ポピュレーションアプローチとって、集団に対して働きかけていくので、そうい

う人たちも来やすいといった予防的な側面があります。

ぜひ、多様な居場所を今後も期待したいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

また、私どもの代表質問で杉本議員がみえ版フレキシブル高校についても尋ねられました。今回、パイロット校を三つ、桑名北高校、久居高校、尾鷲高校で取り組んでいかれるというふうなことですけれども、その後に企画員の方に、なぜこの3校なんですかとお尋ねしましたら、やっぱり全日制に通っていて、中退をして通信制に通う子もいたりとか、そこに困難を抱える子たちがいるから、3校はこのように選定しましたということをお教えいただきました。ぜひこういうところにこそ、この校内居場所カフェというのは力を発揮するというふうに思いますので、今年、調査をされるというふうに思いますけれども、そうした福祉的な視点も用いて、ぜひ研究に励んでいただきたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

中項目の2、子育てにかかる経済的負担の軽減、小項目の1、子ども医療費補助金の拡充について。

私にも5歳の息子と2歳の娘がおります。まだ小さいので、よく風邪もひきますし、ぶつかったり転んだりしてけがもします。病院に行ったときに自己負担がないというのは本当に助かっておりまして、これは市町の事業になりますけれども、子育てしやすくする有効的な事業の一つだなというふうに思っております。

本件につきましては、これまで何度も市町やほかの議員もこの項については問題提起されて、知事もそれに応えられるような形で令和5年度から段階的に拡充をしております。今回の令和8年度当初予算についても、中学生の通院をいよいよ対象にさせていただきました。大変喜ばしいことだというふうに思っております。

しかしながら、これまで県の補助は2分の1でした。今回は8分の1というふうになっております。これにつきましても同様に2分の1など、補助率

をかさ上げして、さらに拡充していただきたいと考えておりますが、御見解をお伺いいたします。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） 子ども医療費助成制度につきましては、現在、地方が単独事業で実施しております。通常、議員がおっしゃられたように、このように子どもの施策に関わる経済的負担を軽減する重要な施策については、通常、国庫補助事業があったり交付税措置があったりというものでございますけれども、現在では地方財政措置がなく、地方自治体の財政負担が非常に重くなっていると。自治体の財政状況によって子育て環境の差が大きくなることは避けるべきであり、そのためにも、本来は全ての子どもが安心して適切な医療を受けられるよう、全国一律の助成制度の創設が必要であり、国に対して積極的に提言を行ってきたところでございます。

しかしながら、まだ創設ができておりませんので、それまでの措置として、実施主体である市町対しまして県では助成を行ってまいりました。議員からも御紹介があったとおり、令和5年度から順次拡大をしてきました。例えば、令和6年度には、中学生の入院医療費を新たに補助に加えたり、あるいは7年度からは現物給付についても対象の拡大を行ってきました。その結果、令和7年度当初予算における都道府県による子ども1人当たりの補助金額を全都道府県で比較しましたところ、三重県は全国11位となっております。例えば近隣県であります愛知県は22位でありますとか、岐阜県は30位、そういったところと比較しても、全国的に三重県は高い水準で都道府県助成を行っているのかなと思っております。

令和8年度の予算編成に当たっては、市町、あるいは県議会等からのさらなる拡充の強い要望を受けまして、県の支援を拡充することにより生じた財源を子ども施策に活用いただいて、子育てしやすい環境の整備につなげていただきたいという思いでもって、先ほど議員からも御紹介のありました中学生の通院医療費についても補助対象を拡大し、補助率は8分の1でございませうけれども、市町の子育て環境の整備にさらに役立てていただきたいと考え

て、令和8年度当初予算に必要な予算を計上したところでございます。

令和8年度当初予算について、これから御審議をいただく段階ですので、今後という、まずは御審議いただきたいということなんですけれども、その上で、これまで令和5年度から8年度までの予算ベースの累計で県が拡充を行ってまいりましたので、約5.9億円の負担を県は拡充してきたことになります。財政負担も大きいものですから、拡大については慎重に判断をしていきたいと思っておりますけれども、冒頭に申し上げたとおり、これは国のほうで補助制度を創設すべきであると考えておりますので、まずはしっかり全国知事会とも連携しながら、提言、要望を行ってまいりたいと考えております。

〔1番 市野修平議員登壇〕

○1番（市野修平） ありがとうございます。徐々に県が拡充を行ってきたという経緯と、本来であれば国が一律で行うべきだという県のお考えをお示しいただきました。

映写資料を御覧ください。（パネルを示す）少し欲張りも申し上げますが、先ほど、三重県は都道府県で11位だという話をされておりますけれども、それは県内の市町の状況を見て、全然異なる対応だなというふうに思っております。少し欲張りも申し上げるんですけれども、今、県の補助対象としているのが、このマルに当たるところで、今回は赤枠で囲ってある中学生の通院の補助率について、先ほど問いましたけれども、市町はもうほとんど今、対象を18歳まで拡充してきておまして、また、バツとなっている所得制限も撤廃をするような流れになっています。津市も令和8年度から18歳までに拡充されると、予算が上がっております。

県の子ども条例には、基本理念のところに「子どもは、生命及び健康が守られ、健やかに成長することができる」と掲げられております。ぜひ、財政的な負担も、制約もあるというのは重々承知しておりますけれども、三重県も市町の思いを受けて補助対象は18歳の年度末まで、所得制限は撤廃、これらのバツのところマルになるように、さらなる拡充を要望させていただき

たいというふうに思いますので、よろしくご願ひ申し上げます。

次の質問に移らせていただきます。

大項目の2、企業誘致について、中項目の1、戦略的なプロモーションについて。

人口減少下で、税収の増加、雇用の確保、地域経済の活性化、産業の育成は、不可欠であります。

映写資料を御覧ください。（パネルを示す）私が注目しておりますのは香川県です。近年、三重県の立地協定の件数は少し鈍化しておりますけれども、香川県の立地の状況は、このとおりに右肩上がりでありまして、先月には世界的なアメリカの大手半導体メーカーであるエヌビディアと協定を締結されました。

私は、これまでも企業誘致の相談を受けてまいりましたけれども、行政ともとより関係性のある企業というのは、そうそう多くないというふうに思われます。そうした際に、最初のタッチポイントは、ウェブサイトになります。

また、進出を検討される企業は、県や市町村を決め打ちしているわけでは決してありません。製品の出荷先、高速道路や港湾等へのアクセス、土地の大きさや価格、水などのインフラの状況など、様々な条件を勘案し、一定の幅を持って立地場所を探されています。これらのことから、広域自治体である県の役割というのは極めて重要でありまして、市町と緊密に連携しながら、企業の投資意欲がかき立てられる情報発信が誘致の一つの鍵であるというふうに思っております。

それでは、現状はいかがでしょうか。こちらを御覧ください。（パネルを示す）これは、三重県のホームページの中にある企業誘致の関連ページになります。このように用地の情報がありますが、全てテキストベースで、写真もなければ土地の価格もない、インフラの情報も明示されていないということで、市町等のサイトへのリンクもなく、非常に詳細が分かりにくいものになっております。県の優遇制度についての記載はありますが、県のみで、市町までは掲載されておられません。

次の映写資料を御覧ください。（パネルを示す）これは香川県が、県のホームページとは別に、企業誘致の特設サイトを仕立てているものです。サイトの見栄えはもちろんですけれども、企業誘致の戦略から用地の情報、市町も含めた優遇制度、そして問合せフォームなど、内容が非常に充実しております。誘致への本気度を感じます。

私は、県にもこのように改善の余地があるというふうに考えておりますけれども、御所見をお伺いしたいと思います。

〔松下功一雇用経済部長登壇〕

**○雇用経済部長（松下功一）** 議員のほうから、企業誘致の促進のためにプロモーションの強化でのお考えはどうかということでお尋ねがありました。

政府の経済見通しによりますと、令和7年度におきます民間企業の設備投資額は、120兆円を超えまして過去最高を記録するなど、企業の国内投資が非常に活発化している状況が見てとれます。

一方で、企業が新たな立地とか追加投資を決定する際には、インフラの整備状況でありますとか関連企業の集積、人材確保、行政による支援など、様々な要素で判断をされるということでもあります。

こういうことから、本県における創業環境の優位性を発信するプロモーションは、非常に重要な役割を担うものというふうに考えております。

県では、首都圏・関西圏におきまして、市町と連携した企業立地セミナーを開催したりとか、あるいは知事による国内外のトップセールスを行うなど、様々な機会を設けて、三重県の投資先としての魅力をPRしてきたところでございます。

こうした取組の結果、本県におけます投資は順調に推移しまして、一つの指標として、直近の製造品出荷額の数字を見ますと12兆円を超えておりまして、これは生産年齢人口1人当たりには直しますと全国1位というような数字になってございます。このよい流れは、将来にもつなげていかなければならないというふうに思っております。

今後、東海環状自動車道の全線開通やリニア中央新幹線の開業などにより、

操業環境の優位性がますます高まるというふうに思っております。このチャンスを生かし、本県への投資を呼び込むためには、プロモーションの強化をより一層図っていくということが大事だと思っております。

県としましては、今後もトップセールスやセミナーによるPRを積極的に行うとともに、情報発信の強化策ということで、いろいろ議員からも御指摘をいただきましたが、企業との最初の接点となるホームページの見直しというのをしていきたいと思っております。

具体的に申しますと、ホームページの内容を、県の支援制度だけではなくて、市町の制度でありますとか、あるいは産業用地の情報を含めた総合的な、いわゆる情報プラットフォームということでバージョンアップを図っていきたいと思います。

引き続き、市町としっかり連携しまして、あらゆる機会を捉えて情報発信に取り組み、本県の企業誘致を推進してまいります。

〔1番 市野修平議員登壇〕

○1番（市野修平） ありがとうございます。県のホームページを見直していく、市町の優遇制度であったり産業用地の情報をより充実させていただくということで、できることから速やかに着手していただきたいなと思いますし、また、トップセールスの話がありましたが、今度、知事も台湾のほうに行っていただけるということです。まさに桑名のUMCに行かれるということで、今、UMCのほうで投資もしていただいておりますので、またどうぞよろしくお願い申し上げます。

次の質問に移ります。

中項目の2、産業用地の確保、小項目の1、企業の多様なニーズへの対応。その2、補助制度の拡充について。

さきの戦略的なプロモーションというのは、やっぱり外見がいいというだけじゃなくて、中身が充実してこそ生きるものだと思っております。重要なのは、産業用地の確保です。今、県の産業用地は、約43ヘクタールというふうにされております。

最初に、県の産業用地に関する認識とともに、用地確保に向けての取組をお伺いいたします。

〔松下功一雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（松下功一） 産業用地の確保に向けた県の取組について御答弁申し上げます。

投資意欲の高い企業を本県に呼び込むためには、プロモーションの強化を先ほど申し上げましたが、それと併せまして操業環境の整備、とりわけ産業用地の十分な確保が重要だというふうを考えております。

このため、県では、市町や民間の開発事業者が行う産業用地の整備に対しまして助言などの支援を行い、直近5年間で約7地区、70ヘクタールという開発につなげてきました。

一方で、こうした産業用地も順調に販売が進んできているということで、現在は、分譲ができる面積が、先ほど議員からも御紹介いただきましたが約43ヘクタールというふうになってございます。

今後、投資意欲が旺盛な企業のような様々な用地ニーズに答えていくためには、さらなる産業用地の確保が必要となりますが、用地の開発には法令上の規制や採算面など、様々な課題がございまして、完成まで時間を要するということが十分踏まえていく必要がございまして。

県では、産業用地のさらなる確保に向けまして、各主体による整備が円滑に進められますよう、県の関係部局や市町、開発事業者で構成する検討会議、まだ名称までは決まっていますが、を設置しまして、オール三重で用地の開発手法や国の交付金の活用を含めた支援措置等について幅広く検討していきたいと考えております。

こうした検討を進めることで、速やかな産業用地の確保につなげ、本県における企業の投資を一層促進してまいります。

〔1番 市野修平議員登壇〕

○1番（市野修平） ありがとうございます。やっぱり産業用地は完成までに時間がかかるということで、オール三重のいろんな方の期待が入った検討会

議というのを設けていただいて、支援制度について周知や研究をしたりするというので、引き続きお願いをしたいというふうに思っております。

進出を検討される企業のニーズというのは私もこれまで伺ってきましたけれども、やっぱり非常に多様なものがあると思っております。企業誘致とか企業立地というと、どうしても工業団地、大規模なものを想像されるんですけども、それだけではなくて、もう従来からある空き地みたいなところでいいよという方もいれば、工場の居抜きで使うからいいよというところもあれば、本当にいろんな企業がありまして、そういう多様な企業のニーズに応じていく必要があるというふうに思っております。

その中で、御紹介をした香川県については、県が司令塔機能を發揮して、市町とか不動産事業者と連携する体制をきちんと仕組みとしてつくって、その市町や不動産事業者から、空いている未利用地の物件というのを登録してもらって、それをホームページ上に載せていくというようなマッチングをする仕組みをつくって、機動的に企業のニーズに対応しようとしています。ぜひ参考にしてもらえたらなというふうに思っておりますし、ただ、工業団地のような一定規模の土地を必要とする企業も当然あります。しかしながら、県が持っている土地、県有地というのは限られておりまして、そうなる、民地を事業者の方と連携しながら開発をしていくほかないというふうに思います。

香川県においては、デベロッパーなどの民間事業者に対する上限5億円の補助制度を設けております。土地をつくるだけで、立地操業がなくてはメリットがありませんので、しっかり業種とか規模とかを明らかにして、企業の立地の見込みがある、事業の採算性があるということを要件にしております。

開発事業者は、土地を造成し、区画を整え、道路や調整池などのインフラを整備して、かけたコストを分譲価格に反映することから、その一部を県が補助することによって、開発と誘致の両方を促進するものでありまして、大変参考になるというふうに思っております。これは、鈴鹿市とかも、基礎自

治体ではやっております、ぜひ用地の確保、そして誘致に向けてあらゆる方策を尽くすことをお願い申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

大項目の3、土地利用について、中項目の1、市街化調整区域における公共施設の再活用について。

人口の減少、そして施設の老朽化、ライフスタイルの変化等によりまして、地方自治体は、どこも公共施設等総合管理計画というのを策定されまして、公共施設の複合化や縮小、廃止に今、取り組んでおられます。そこで、今日の課題になっていますのが、例えば庁舎であったり、小学校、中学校、高等学校などの比較的規模の大きい公共施設の利活用、再活用であります。

映写資料を御覧ください。（パネルを示す）例えば、直近で私の桑名市では、多度学園という新しい義務教育学校ができます。それによって、4小学校1中学校が廃校になるわけですがけれども、やはりなじみのある地域の方にとって、公共施設がこの先どうなっていくのかというのは、地域住民からの大きな関心事でもありまして、やっぱり住民の方にとっては、既存の地域住民の利便性の向上であったりとか福祉の向上につながっていく活用の仕方をしてほしいという思いも根強くあります。

文部科学省によりますと、全国で毎年約450校程度廃校になる学校が生じるというふうにされておまして、こういう場所は、このとおり市街化調整区域であることが少なくありません。しかしながら、市街化調整区域の利活用には大きな壁がありまして、御承知のとおり、都市計画法によって市街化調整区域の開発行為であったり用途の変更は極めて制限されておまして、例外はあるんですけれども、業種や規模が限定されております。

そこで栃木県は、市長会からの要望というふうに従っておりますけれども、新たな開発基準をこのようにつくりまして、（パネルを示す）開発審査会に諮る新たな提案基準を創設して、公共施設の再活用を促進しています。ポイントとなるのは、市街化のおそれがないということではあるんですけれども、次のイにあります、当該建築物が存する市街化調整区域に居住する者の福祉

の充実や雇用の促進等、地域再生や既存コミュニティの維持または活性化に寄与するものであること、ウ、集客性の高い施設には該当しないこと。ただし、当該建築物が存する市町の都市計画マスタープラン等に位置づけられたものについてはこの限りではないということで、このように弾力的に運用をしているのが栃木県の特徴でありまして、この提案基準の運用が始まって以来、例えば、学校が6次産業施設になったりとかスポーツ施設になったりするなどの事例があるというふうに向っております。

そこで、三重県も新たな提案基準を創設し、公共施設の再活用を促進してはというふうを考えておりますけれども、御所見をお伺いしたいと思っております。

〔上村 告県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（上村 告）** 市街化調整区域における公共施設の再活用について御答弁申し上げます。

まず、都市計画法におきましては、農林漁業との健全な調和を図りつつ、都市の健全な発展と秩序あるまちづくりを進めることとされております。無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、市街地の拡大等が見込まれる自治体では、議員からも御紹介がございましたけれども、市街化区域であるとか、市街化調整区域と区分する都市計画を定めております。

この市街化区域ですけれども、既に市街地を形成している区域と計画的に市街化を図る区域をいいます。また、市街化調整区域とは、新たな土地造成であるとか建物の新築、土地の大きな形状変更などの市街化を抑制すべき区域とされております。

市街化調整区域では、当該区域においてお住まいの方の日常生活に必要な小規模な店舗や周辺地域にお住まいの方が利用する保育所や学校、診療所など、公益上必要な建築物など、法で例外的に定められた用途の建築物しか、原則、許可してはならないとされております。

ただし、それらとは別に、周辺の市街化を促進するおそれがなく、当該市街化調整区域に立地することがやむを得ないと認められるもの、例えば、こ

れも御紹介がございましたけれども、当該地域に必要な社会福祉施設などは、個別審議案件としまして、法律や経済、都市計画などの有識者で構成されております開発審査会での審議を経て許可できるものもございます。

したがいまして、公共施設の再活用におきましても、その周辺における市街化を促進するおそれがなく、市町が定めたまちづくりの将来像を示すマスタープランなどの内容を踏まえたものである場合には許可できるものもありますので、計画している市町等からの相談があった場合には適切に対応していきたいと考えております。

また、個別審議案件にあっても、これまでも許可事例などを基に、有料老人ホームであったり薬局に関する基準など、幾つかの基準を設けて運用しているところでございます。

公共施設の再活用については、現時点では市町等からの相談や申請はございませんが、今後、人口減少等を背景に、御紹介のありました学校等の統廃合で廃校するなどにより公共施設の再活用が進む可能性は十分あると考えております。

県としましては、市町等のまちづくりの状況を注視し、今後、公共施設の再活用に関する相談や申請がございましたら、個別審議案件として審議もしつつ、必要性が認められる場合には、三重県開発審査会に諮った上で新たな基準の制定を検討していきたいと考えております。

#### 〔1番 市野修平議員登壇〕

○1番（市野修平） 御答弁ありがとうございます。

最初からむげにするんじゃないなくて、審査会の中で一件一件丁寧に向き合っていきたいという話だったと思いますし、公共施設がこれから廃止されていく、その先見性みたいなものはきちんと共有させていただいたというふうに思いますので、御対応をお願いしたいなと思っております。

これは、私はもう約束された未来だなどというふうに思っております、多分、これからそのスピードは加速化していくと思います。そのときに、こういう基準を三重県でつくっておくことは、やっぱり民間の事業者の参入意欲

を増すものになるというふうに思っております。審査会に一件一件かけていくにしても、こういう基準が、三重県にはつくっていただいた事例があるというだけで、民間事業者にとってはやっぱりチャンスになるなと思いますし、やっぱりその民間事業者にとってはスピード感が非常に重要ななというふうに思いますので、ぜひこうした新たなルールづくりをお願いしたいと思いますし、まずは一件一件きちんとそれを見ていって、それがある程度共通化してくるんだったら新たな基準をつくっていくということで承知しましたので、よろしく願い申し上げます。

最後、大項目の4、公共交通について、中項目の1、市町の事業運営の支援について。

先ほど、公共交通、公共ライドシェア、デマンド交通について、同期の市川議員からも質問がありました。私の課題の認識は、公共交通をきめ細かく利便性の高いものにしていく、そのスピード感であります。

2025年問題というのがありました。団塊の世代の方々が一気に後期高齢に突入していくことです。もう既にそれが始まっておりまして、そして、免許を自主返納する年齢についても75歳以上が約6割を占めておりまして、やはりこれから、圧倒的な数の高齢者の人たちが何らかの移動手段を模索するというようなことに差しかかっていると言うことができまして、やっぱりそのスピード感が求められているというふうに思いますし、私もこれまで何万人もの地域住民の方と対話を積み重ねてまいりましたけれども、もう一番言われるのが公共交通を何とかしてほしいというような御要望であります。そのことから、本当に強い危機感を抱いております。

デマンド交通ですとか、公共ライドシェアですとか、具体的な利便性を高める方策というのは、ある程度出てきているんだろうというふうに思っております。そこでやっぱり課題になるのが、予算の確保、財源の確保であります。

よくデマンド交通が魔法のつえみみたいに語られることがあるんですけども、利便性が増す分、やっぱりコストがかかります。その多くは人件費でし

て、やっぱり配車予約をして一定の時間で配車されるということは、それだけのドライバーを待機させておかないといけませんし、前提として車両も準備しておかなければなりません。先ほど、市川議員から桑名市の事例も御紹介いただきましたけれども、既に桑名市においても、一部のコミュニティバスを走らせていた路線でもう完全にデマンド交通に切り替えているところがありますが、私が予算書を見ましたところ、倍以上のコストがかかっています。

映写資料を御覧ください。（パネルを示す）三重県が公共交通の充実を図ってきたこと、その予算も増額してきたことは承知をいたしておりますけれども、このように左の、地域における移動手段確保事業というのがあって支援対象期間がありますが、これも拡充はしてもらっているんですけれども、最長で3年間で県の支援が打ち切られることになっています。そのランニングコストについては、その後は市町で負担していくということになります。市町からは、やっぱり導入後のランニングコストを考えると、なかなか踏み切れないというお声であったりとか、もうノウハウがあって一部実装しているので、本当は横展開、全面展開していきたいけれども、やっぱり予算の確保が難しいというお声も聞いておまして、現在の、どちらかという導入とか立ち上げに重きが置かれた市町の補助制度を、運営支援という観点も盛り込んでさらに拡充してもらいたいと考えておりますけれども、いかがでしょうか。御答弁をお願いします。

〔生川哲也地域連携・交通部長登壇〕

○**地域連携・交通部長（生川哲也）** 公共交通の市町の事業運営への支援につきましてお答え申し上げます。

交通空白地域が県内でも拡大する中、地域公共交通における県と市町の役割につきましては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律やその基本方針におきまして、市町村が主体的に地域公共交通の活性化及び再生に取り組み、県は、国と連携しつつ、財政的支援、人材育成、情報提供等を講ずることとされております。

これらを踏まえまして県では、令和5年度から組織体制を強化するとともに、市町を訪問して、地域の交通課題の解決策を一緒になって議論する検討会をこれまで14回開催するなど、中部運輸局、国と共に伴走支援に取り組んでおります。

また、市町への財政支援につきましては、先ほど議員からも御紹介がございましたが、令和6年度の予算額を前年度から6倍強となる1億1300万円に拡大しておりまして、さらに今年度は1億4200万円を確保しているところでございます。

財政支援の期間につきましては、新たな移動手段が地域に定着するまでというコンセプトで運用しておりまして、導入以前の事前の調査や実証運行の期間に加えまして、導入後、最大3年間というやり方で運行の対象としております。こうした取組の結果、財政支援を活用する市町は、令和5年度は5市町であったところ、今年度は15市町と3倍に増加しております。

定着後のランニングコストにつきましては、市町が国の補助制度も活用していただきながら確保していただいておりますが、地域間幹線バス路線に接続することであるとか新規の路線であることなど、要件がございまして、要件に該当しないことから補助を受けられないケースもあります。

また、要件を満たした場合においても、補助上限額が設定されておることから、県内市町への交付額は、運行経費の不足額に対して約6分の1にとどまっているという状況でございます。

こうした実情も踏まえまして、引き続き、補助上限額の撤廃や補助要件の緩和につきまして国に対してしっかりと要望を行うなど、市町が地域の公共交通を維持できるよう支援してまいりたいというふうに考えております。

〔1番 市野修平議員登壇〕

○1番（市野修平） ありがとうございます。ランニングコストについて、国の補助制度はあるけれども、それを受けられない市町もあるので、国にも要望していただけるということで承知をいたしました。やっぱり倍以上かか

るこのランニングコストを市町だけで工面していくというのは極めて厳しい状況があるんだろうと思いますし、先ほどの私の課題認識のとおり、やっぱり高齢者の数は一気に増加してまいりますので、スピード感を持った対応が求められると思います。私も今後も注視していきたいと思っておりますので、引き続きの御指導をお願い申し上げたいというふうに思います。

最後に、公共交通に関する財源の確保について御質問をさせていただきます。

先ほどの質問と関連もいたしますけれども、やはり私の申し上げたとおり制度を拡充するというふうになると、その分、当然、県の財政負担は大きくなっていきます。また、今回はバスとかに視点を当てて質問させていただいておりますけれども、当然、公共交通は鉄道などもありまして、赤字路線も多いという中で、財政支援をしていくためには、鉄道だと桁が違いますから、やっぱり多額の財源を、どう安定的に確保していくのかというのが重要であります。

現在、隣の滋賀県においては、今後の地域公共交通の在り方を検討する中で、新たな税負担の議論をされています。新聞報道によりますと、明日4日に中間答申が出るというふうに伺っております。

フランスでは、交通法典で交通権、移動する権利を保障しておりまして、一定規模の事業所に対して、給与総額に、定めた税率を掛けて課税をして、それをモビリティ負担金として徴収して、公共交通の維持・発展に充てています。

今般の物価高、道半ばである賃上げ、そして今、減税ブームというふうにも言える中で、新たな負担を求める議論は滋賀の県民の中からもいろんな声があるようですけれども、私は、地方自治体が課税自主権を生かして今日の課題解決を目指すものであって、注視に値するというふうに考えております。

そこで、知事は、かつてフランスにもいらっしゃったというふうにお伺いしておりまして、現時点で導入の可否を問うのは時期尚早でもありますし、ちょっとやばかなというふうにも思いますので、こうした公共交通の維持・

発展を目的とした新たな負担を考えるという、その考え方についてお考えをお伺いしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 御質問にお答えする前に、冒頭に議員が夢の話をされました。夢を語ることは非常に重要だと思います。ただ、できないことをあたかもできるように言うのは、行政官としても、政治家としても、県民を混乱させてしまう可能性があるなと思います。例えば、三重県に新幹線を持てきます。いや、リニア中央新幹線は来るんですけど、それはどう考えても当時の国としては無理でしょうということを言ってしまうと混乱をさせてしまう。結果においては持てこれなかったというのがあります。

私が以前本会議で、夢は何かと聞かれました。政治家にとって夢は大事だ、そのとおりだと思います。県内の全ての子どもたちがにこにこ笑って暮らせること、実現は難しいと思います。難しいと思いますが、それに向かって一生懸命やっている。例えば、子どもの医療費についてもその一環です。

ぜひ、市野議員にお願い申し上げたいのは、これをしっかりとやっていこうとしている担当部局の職員、公務員に、よう頑張っておるやないかって言っていただきたいんです。私も交通行政をやってきて、バスの補助金を執行しましたが、1回も地方自治体からありがとうございますと言われたことはありません。ありません。そして、子ども医療費に関しても、三重県の基礎自治体の負担は減っているはずなんです。ありがとうございますと言われたことは私はない。私はいいいんです。だけど、担当の職員のモチベーションに関わりますので、ぜひ議員からはおっしゃっていただきたいと思いますし、実は、市町が助かっている部分があるのは議員御指摘のとおりでありますので、この部分を子育て施策に回していただきたい。そして、三重県が子育てで輝ける場所になっていきたいと思っております。

夢は、わくわく感にも通じるかなと思っていまして、実は、そのわくわく感の話を若干させていただきますが、今年は、三重県誕生150周年です。先ほど、防衛省の宮崎副大臣から連絡がありまして、今年の12月20日にブルー

インパルスが三重県上空を飛ぶことについて了承されたというお話がありました。これは、実は去年の12月に宮崎副大臣にお願いに行っていて、何とかなりませんでしょうかという話をしたところ、いいよという話で先ほど連絡いただいて、防衛省も2時半にピンナップしているということで、今日、テレビ放映もあるようでございますので、それを、県民の皆さんと喜びを分かち合いたいという意味でも申し上げたいと思います。

御質問いただいた公共交通でございますが、財源はとても大事です。財源なしにこういうことができますと言うのは難しい。ただ、やっぱりどんどん進めていかなきゃいけない。かつ、交通の話は、基本はやっぱり基礎自治体の話、県はそれを支援する。国と基礎自治体で財源を持ち寄って何とかしていくというのが今のやり方であります。

道路特定財源という言葉が議員は聞かれたことあるかもしれませんが、実は昭和40年代に、私も運輸省時代に古い資料を見てみましたが、道路特定財源を使って公共交通を支援しようという考え方もあったんです。あったんですが、それは残念ながらついてしまいました。それをやっているのは、今、御指摘いただいたフランスもそうですし、実はアメリカもそうです。アメリカも、バスが主でありますけど、そういうことをやっています。どこから財源を持ってくるのか非常に難しいですけど、やっていかないかん。

もう一つ、財源を持ってくるのも大事なんですけど、コストをいかに下げていくかというのもとても大事で、公共ライドシェアは、コストを下げていけば実現できる可能性もあります。名張市は一生懸命頑張っていて、ボランティアとは言いませんけれども、それに近い方々に運転してもらおう。議員御指摘のように人件費を下げるのが一番の問題ですので、車両費は、自治体が購入する。県も2分の1を補助しますが。そういったことでやっていけるところもあることは事実です。

滋賀県で今、交通税を検討されています。これは、なかなか先進的な取組だと思います。税はなかなか難しく、御案内のとおり、公平、中立、簡素の税の3要素があります。これに加えて、合理的関連性、法定外税、法定外

の税を取るときは、ここが総務省でチェックをされるところでありますので、税を支払う人と便益を享受する人との関係も確認する必要があると思っています。

ただ、一概に駄目だと言うのは簡単ですけど、何らかの新しい財源を追求して、困っている人たちに移動の手段を提供する。すぐというわけではないですけども、必要性を検討する、滋賀県のやり方を見ながら、これも大事なかなと思います。

もう一つは、実は、出国税、旅客税、聞かれたことはあると思いますが、これを交通に充てる。旅行に来られる方は、特にインバウンドで来られる方は、車を自分で運転する人もいますけど、ほとんどは公共交通を使います。なので、それを公共交通に充てるというやり方も考えていかなきゃいけないと思いますし、これの三重県版、あるいは、その地方自治体版が実は宿泊税なんですよ。だから、宿泊税を全面的に充てるのは難しいかもしれませんが、それを充てるということも念頭に置きながら、いろいろな可能性を考えていく必要があると思っています。

〔1番 市野修平議員登壇〕

○1番（市野修平） 知事、ありがとうございます。まずは、市町からはあまりという話がありましたけれども、なり代わりまして感謝を申し上げたいというふうに思います。

すごく同感だなと思いましたが、やっぱり新たな負担を求めるときには、既存のコストを下げる努力であったりとか、その合理性であったりとか、そういうのを追求した上で、そういうのあるんじゃないかなというふうに思いますし、いわゆる交通税に関する御見解をおっしゃっていただきましたけれども、観光税について、二次交通も含めてやっていく財源にできるんじゃないかみたいな御趣旨をおっしゃっていただきました。

いずれにいたしましても、県民の多様なニーズに応えていくためには何らかの財源を確保することが必要だと思いますので、そのための前向きな提案を、現場の声も聞きながら今後もさせていただきたいというふうに思います。

ので、よろしくお願ひ申し上げます。

これにて終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（森野真治） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

## 散 会

○副議長（森野真治） これをもって本日の日程は終了いたしました。

明4日は定刻より本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時20分散会